

第 6 号議案

災害時連携計画の変更に係る経済産業大臣への送付等について (案)

一般送配電事業者より提出を受けた災害時連携計画の変更について、第 29 6 回理事会（2021 年 5 月 19 日開催）第 2 号議案において決定した考慮事項に基づきその内容を確認するとともに、電気事業法第 33 条の 2 第 3 項の規定に基づき、本機関の意見を付して経済産業大臣に送付する。あわせて、本機関ウェブサイトで公表する。

1. 災害時連携計画の変更内容 別紙 2 の通り

（概要）

2020 年に発生した台風 10 号時の対応をうけ、甚大な被害が想定される場合においても速やかな対応が可能となるよう、発災前の応援派遣に係る具体的な業務運行や発動基準について追加されたもの。

2. 変更内容の確認結果 別紙 3 の通り

3. 経済産業大臣への送付日およびウェブサイト公表日 2021 年 6 月 30 日

以 上

【添付資料】

- 別紙 1： 災害時連携計画送付書
- 別紙 2： 災害時連携計画変更届出書
- 別紙 3： 災害時連携計画の変更に関する経済産業大臣への意見について
- 別紙 4： ウェブサイトにおける公表資料

別紙 1

災害時連携計画送付書

広域総第 2021-36 号
令和 3 年 6 月 30 日

経済産業大臣 殿

電力広域的運営推進機関
理事長 大山 力 ㊟

電気事業法第 33 条の 2 第 3 項の規定により、別添の意見を付して次のとおり災害時連携計画変更届出書および関連資料を送付します。

1. 災害時連携計画変更届出書

別添 災害時連携計画の変更に関する経済産業大臣への意見について

以 上

【別紙 2】

様式第 39 の 3 (第 47 条の 2 関係)

災害時連携計画変更届出書

令和 3 年 6 月 2 5 日

経済産業大臣 殿

札幌市中央区大通東一丁目 2 番地
北海道電力ネットワーク株式会社
取締役社長
社長執行役員 藪 下 裕 己

仙台市青葉区本町一丁目 7 番 1 号
東北電力ネットワーク株式会社
取締役社長 坂 本 光 弘

東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 3 号
東京電力パワーグリッド株式会社
代表取締役社長 金 子 禎 則

名古屋市東区東新町 1 番地
中部電力パワーグリッド株式会社
代表取締役
社長執行役員 市 川 弥 生 次

富山市牛島町 1 5 番 1 号
北陸電力送配電株式会社
代表取締役社長 水 野 弘 一

大阪市北区中之島三丁目 6 番 1 6 号
関西電力送配電株式会社
代表取締役社長 土 井 義 宏

広島市中区小町 4 番 3 3 号
中国電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長 松 岡 秀 夫

高松市丸の内 2 番 5 号
四国電力送配電株式会社
取締役社長 横 井 郁 夫

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

九州電力送配電株式会社

代表取締役社長 廣 渡 健

沖縄県浦添市牧港五丁目2番1号

沖縄電力株式会社

代表取締役社長 本 永 浩 之

電気事業法第 33 条の 2 第 1 項前段の規定による災害時連携計画を変更したので、電気事業法第 33 条の 2 第 1 項後段の規定により届け出ます。

変更事項	本文 第 5 条（定義）
変更前	（7）被災事業者 非常災害により送配電設備に大規模な被害を受けた一般送配電事業者をいう。
変更後	（7）被災事業者 非常災害により送配電設備に大規模な被害が想定される、または、被害を受けた一般送配電事業者をいう。
変更の理由	発災前の応援要請を明確化するにあたり、被害が想定される一般送配電事業者についても被災事業者として定義

変更事項	本文 第 10 条（被災事業者の対応）
変更前	（3）応援要請 被災事業者は、被害の規模に応じ、地域幹事事業者を通じて応援を要請する。
変更後	（3）応援要請 被災事業者は、発災前において甚大な被害が予測されかつ復旧要員の不足が見込まれる等の場合、または発災後において復旧要員が不足する等の場合には、被害の規模に応じ地域幹事事業者を通じて応援を要請することができる。 なお、発災前における応援要請にあたって、甚大な被害が予測される場合とは、非常に強いまたは猛烈な台風について、48 時間先までの予想進路に電力供給エリアが入る場合、または、電力供給エリアで大雨特別警報、暴風特別警報等の各種特別警報が発表された場合（もしくは、発表されることが想定される場合）をいう。
変更の理由	発災前の応援要請を明確化

変更事項	【別添１】 ２．応援要請の手続き
変更前	(１) 初動対応 a. 被災事業者 ①災害発生直後の連絡（速報） 被災事業者は、被災状況、復旧体制の状況、連絡窓口（責任者、連絡手段）等について、災害発生後すみやかに被災地域幹事事業者(注)へ連絡する。
変更後	(１) 初動対応 a. 被災事業者 ①発災前および災害発生直後の連絡（速報） 被災事業者は、被災状況、復旧体制の状況、連絡窓口（責任者、連絡手段）等について、災害発生後すみやかに（発災前における応援要請の場合は判明後すみやかに）被災地域幹事事業者(注)へ連絡する。
変更の理由	発災前の応援要請を明確化

変更事項	【別添１】 ２．応援要請の手続き
変更前	(１) 初動対応 b. 被災地域幹事事業者 ②応援体制の決定 被災地域幹事事業者は、被災事業者と調整のうえ、災害の程度（「参考判断基準」を参照）に応じて応援体制を決定する。決定した応援体制は、被災事業者から得た情報とあわせて地域幹事事業者を通じて応援事業者へ連携する。
変更後	(１) 初動対応 b. 被災地域幹事事業者 ②応援体制の決定 被災地域幹事事業者は、被災事業者と調整のうえ、災害の程度（「参考判断基準」を参照）に応じて応援体制を決定する。決定した応援体制は、被災事業者から得た情報とあわせて地域幹事事業者を通じて応援事業者へ連携する。なお、被災地域幹事事業者は、被災事業者の近傍の一般送配電事業者より順に応援調整を行うことを基本とする。
変更の理由	近傍から応援調整することを明記

変更事項	【別添１】 連絡体制フロー
変更前	—
変更後	【発災前】 ①→⑭まで実施 【発災後】 ⑮および並行して①→④を再度実施し、要員等が不足すると判断した場合は追加で⑤→⑭を実施（特に追加要請等必要なければ⑤→⑭は実施しない） その後、⑮→⑰を実施
変更の理由	発災時の体制移行を明確化

変更事項	【別添5】 1. 応援の実施
変更前	(1) プッシュ型応援 被災事業者の供給区域の被害が甚大な場合、隣接事業者は、被災事業者からの要請を待たずに自供給区域内で被災事業者の供給区域の近傍まで電源車等を移動させると共に、それぞれの地域幹事事業者に応援実施状況について連絡を入れる。
変更後	(1) 自発的な派遣（プッシュ型応援） 被災事業者の供給区域の被害が甚大な場合、隣接事業者は、被災事業者からの要請を待たずに自供給区域内で被災事業者の供給区域の近傍まで電源車等を移動させると共に、それぞれの地域幹事事業者に応援実施状況について連絡を入れる。
変更の理由	プッシュ型応援の定義を明確化

変更事項	【別添5】 1. 応援の実施
変更前	(1) プッシュ型応援 a. 自発的な派遣（プッシュ型応援）の前提条件 ・ 応援事業者の供給区域において設備被害がないまたは、被害予想がされない場合 ・ 応援事業者の供給区域において復旧の目途が立っている場合
変更後	(1) 自発的な派遣（プッシュ型応援） a. 自発的な派遣（プッシュ型応援）の前提条件 ・ 被災事業者からの応援要請がない場合 ・ 応援事業者の供給区域において設備被害がないまたは、被害予想がされない場合 ・ 応援事業者の供給区域において復旧の目途が立っている場合
変更の理由	事前の応援要請とプッシュ型応援の違いを明確化

変更事項	【別添5】 1. 応援の実施
変更前	(2) 要請に基づく応援 応援事業者は、被災事業者から応援要請があった場合、直営による応援、または必要により協力会社の斡旋を行う。また、応援事業者は、被災事業者から応援要請に基づき、電源車による応急送電、電柱復旧、外線復旧、樹木伐採、引込線復旧などの作業を実施する。なお、応援事業者は、協力会社を斡旋した場合、協力会社の作業内容や応援規模について被災地域幹事事業者（地域幹事事業者）と連絡・調整を行う。
変更後	(2) 要請に基づく応援 応援事業者は、被災事業者から復旧要員の不足が見込まれる等の理由による応援要請があった場合、直営による応援、または必要により協力会社の斡旋を行う。また、応援事業者は、被災事業者から応援要請に基づき、電源車による応急送電、電柱復旧、外線復旧、樹木伐採、引込線復旧などの作業を実施する。なお、応援事業者は、協力会社を斡旋した場合、協力会社の作業内容や応援規模について被災地域幹事事業者（地域幹事事業者）と連絡・調整を行う。 a. 要請に基づく応援の前提条件 ・ 応援事業者の供給区域において設備被害がないまたは、設備被害予想がない場合 ・ 応援事業者の供給区域において復旧の目途が立っている場合 b. 発災前における応援要請の判断基準 発災前における応援要請の判断を迅速に行うため、要請要否判断基準を次のとおり定める。 ・ 非常に強いまたは猛烈な台風について、48 時間先までの予想進路に電力供給エリアが入る場合 ・ 電力供給エリアで大雨特別警報、暴風特別警報等の各種特別警報が発表された場合（もしくは、発表されることが想定される場合）
変更の理由	発災前の応援要請における前提条件および判断基準を明確化

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 必要に応じて、詳細資料を添付すること。

災害時連携計画

2021 年 6 月 25 日

北海道電力ネットワーク株式会社
東北電力ネットワーク株式会社
東京電力パワーグリッド株式会社
中部電力パワーグリッド株式会社
北陸電力送配電株式会社
関西電力送配電株式会社
中国電力ネットワーク株式会社
四国電力送配電株式会社
九州電力送配電株式会社
沖縄電力株式会社

災害時連携計画

本 則

(目 的)

第1条 この災害時連携計画（以下「連携計画」という）は、電気事業法にもとづき、非常災害時における一般送配電事業者間の相互応援および一般送配電事業者と関係機関との連携、ならびに、非常災害時に備えた平時からの一般送配電事業者間の連携および一般送配電事業者と関係機関との連携について定め、過去の自然災害からの教訓を踏まえ、非常災害による停電復旧を迅速かつ柔軟に行うことを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この連携計画は、一般送配電事業者間の相互応援もしくは連携を必要とする場合または一般送配電事業者と関係機関との連携を必要とする場合に適用する。

(応援の原則)

第3条

(1) 自主協力

非常災害時における資機材の相互融通および復旧応援は、一般送配電事業者（被災事業者を除く）が相互応援の趣旨に則り、一般送配電事業者（被災事業者を除く）の判断において、自主的に実施する。

(2) 応援範囲および応援業務

応援範囲は、応援を要請した一般送配電事業者の送配電設備およびその関連設備を対象とする。

また、応援先での応援業務は、送配電設備の復旧に関する業務全般とし、応援事業者および被災事業者の役割等について、第9条、第10条、第11条および別添1「応援実施要領」に定める。

(連携計画の運用)

第4条

(1) 他の計画等との関連

この連携計画は、災害対策基本法にもとづく一般送配電事業者の防災業務計画等と調整を図り運用する。

(2) 連携計画の修正

この連携計画は、一般送配電事業者10者が必要と認めるときは修正する。

(定義)

第5条 この連携計画において用いる主な用語の定義は、次に定めるとおりとする。

(1) 災害

災害対策基本法第2条第1号に定めるものをいう。ただし、他の法令に別段の定めがある場合には、その例による。

(2) 東地域

北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社および東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域をいう。

(3) 中地域

中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社および関西電力送配電株式会社の供給区域をいう。

(4) 西地域

中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力送配電株式会社および沖縄電力株式会社の供給区域をいう。

(5) 地域

東地域、中地域および西地域の何れかまたはその二つ以上の地域をいう。

(6) 隣接事業者

供給する区域と隣接する他の一般送配電事業者をいう。

(7) 被災事業者

非常災害により送配電設備に大規模な被害が想定される、または、被害を受けた一般送配電事業者をいう。

(8) 応援事業者

被災事業者へ応援を派遣する一般送配電事業者（協力会社を含む）をいう。

(9) 地域幹事事業者

各地域の幹事を担う一般送配電事業者をいう。

(10) 代行幹事事業者

地域幹事事業者が被災事業者となった場合、幹事を代行する一般送配電事業者をいう。

(11) 関係機関

地方自治体、自衛隊、通信事業者、復旧工事に係る施工者、電気事業者等をいう。

(事前準備)

第6条

(1) 連絡体制等の整備

非常災害時における相互応援を適切かつ円滑に実施するため、平時から一般送配電事業者間の緊密な連携体制を保つべく、一般送配電事業者は、次の取り組みを行う。

イ 連絡体制の整備

一般送配電事業者は、非常災害時等の連絡体制を構築するため、別添2「連絡体制および連絡フロー」を整備する。また、一般送配電事業者は、原則として別添2「連絡体制および連絡フロー」に変更があった都度、他の一般送配電事業者に連絡する。

ロ 応援融通に資する項目の共有

一般送配電事業者は、応援融通に資する項目について共有するものとし、共有内容の詳細は別添1「応援実施要領」、別添2「連絡体制および連絡フロー」、別添3「電源車等の資機材保有状況」、別添4「燃料調達方針」および別添5「配電設備復旧相互応援マニュアル」に整理する。

(2) 地域幹事事業者の役割

応援事業者からの連絡輻輳等による被災事業者の負担を軽減するために、地域幹事事業者を設け、地域幹事事業者は、被災事業者や応援事業者との円滑な連絡を行う。

(3) 電源車の運用・管理

イ 電源車の運用・管理手法の整理

電源車の把握と指揮を迅速に行うため、一般送配電事業者は、地方自治体等からの電源車ニーズの収集・派遣を一元的に運用・管理する手法について整理する。

ロ マニュアル等の作成

電源車について一般送配電事業者間で相互に操作が可能となるよう、一般送配電事業者は、別添5「配電設備復旧相互応援マニュアル」を作成する。

ハ 電源車の位置等を把握するためのシステム等の整備

非常災害時における電源車および復旧要員の運用を支える円滑な情報共有に向けて、一般送配電事業者は、電源車の位置、復旧班の位置等を把握するためのシステム等の整備を進める。

(4) 燃料調達

一般送配電事業者間において電源車等を応援融通するような事態を想定し、平時における燃料の調達量や非常災害時に備えた燃料補給用ローリー等の調達方針を事前に共有することが、非常災害時への備えとして有効なため、一般送配電事業者は、別添4「燃料調達方針」を定める。

なお、一般送配電事業者は、別添4「燃料調達方針」を定める際、次の事項の明確化を行う。

イ 平時の燃料の調達量および非常災害時の追加的な燃料の調達方針

ロ 非常災害時に備えた燃料補給用ローリーおよびドラム缶等の調達方針・リスト化

ハ 電源車等の燃料調達等に係る要員の応援体制

(設備およびシステム等の整備)

第7条

(1) 復旧方法・設備仕様等に関する事項

非常災害時、他の一般送配電事業者から派遣された応援復旧要員が安全かつ迅速に復旧作業を実施できるよう、一般送配電事業者は、復旧方法および設備仕様に関する事項について、平時から次の取り組みを行う。

イ 復旧方法に関する事項

多数の設備が被害を受けた際、応援復旧要員が被害箇所で並行して同時に作業する可能性があることから、安全かつ迅速に作業を行いつつ一定の品質を確保することを目的として、一般送配電事業者は、復旧手順の考え方・プロセスを共有するとともに、別添5「配電設備復旧相互応援マニュアル」に整理する。

ロ 設備仕様に関する事項

一般送配電事業者は、設備や使用する資機材に関して、その仕様等の差異により復旧作業に支障が生じる場合は、合理性を確認のうえ、支障の程度が大きいものから個別仕様の撤廃・規格化を進める。

なお、一般送配電事業者は、これらの結果を共有するとともに、必要に応じ、別添5「配電設備復旧相互応援マニュアル」に整理する。

(2) 被害・復旧状況等の把握に資するシステム等の整備

非常災害時は、発災直後の迅速な現場情報の収集および現場情報の速やかな整理・共有が重要であることから、一般送配電事業者は、迅速な被害・復旧状況の把握および工程管理に資するシステム等の整備を平時から進める。

なお、当該システム等に関する詳細は、別添5「配電設備復旧相互応援マニュアル」に

整理する。

(3) 情報共有システム等の構築への協力

補完的な措置として、衛星画像等により被災状況を把握し、AI等による解析を利用すれば、より精緻な復旧見通しを算出できる可能性があることから、一般送配電事業者は、国が主導する情報プラットフォームの構築に向けた協力を行うとともに、停電復旧見通しに関するデータを提供する。

(関係機関との連携)

第8条 非常災害時は、電力以外のインフラ設備のほか、建物や河川、道路等も被害を受けるため、地方自治体や自衛隊、通信事業者等と連携して復旧していくことが重要であり、一般送配電事業者は、非常災害時および平時から関係機関との連携を行う。

(1) 地方自治体との連携

イ 社会的重要施設のリスト整備等

過去の非常災害時、停電復旧が長期化したエリアにおいて、社会的重要施設に導入された非常用自家発電設備が電力の確保に大きく貢献したことに鑑み、一般送配電事業者は、非常災害時に備え、地方自治体に対し社会的重要施設への非常用自家発電設備の導入および同設備を最低72時間以上(可能であれば1週間程度)稼働可能な燃料の確保等、自衛措置の推奨に努める。

また、電源車等を効率的に活用するため、一般送配電事業者は、非常災害時において優先的に電力復旧を必要とする社会的重要施設のリスト作成状況を地方自治体に確認し、地方自治体から要請があった場合には社会的重要施設のリストの整備に協力する。

ロ 倒木対策等

非常災害時に復旧作業の妨げとなる倒木等の除去を地方自治体主体で迅速に行っているよう、一般送配電事業者は、非常災害時の樹木の伐採や障害物除去における役割分担等に関する地方自治体との協議を行い、協定締結等を進める。また、設備被害の発生を未然に防止するため、一般送配電事業者は、地方自治体主体での計画伐採の取り組みに関する地方自治体との協議を行い、協定締結等を進める。

ハ リエゾン派遣

事前にリエゾンの役割等(非常災害時に、スマートメーターの通信情報、停電エリア情報、復旧見通しに関する情報等の停電復旧に関する情報を地方自治体に分かりやすく説明し提供することなど)を明確化・共有しておくことが重要であることから、一般送配電事業者は、リエゾンを円滑に派遣するための事前準備を行うとともに、リエゾン派遣者の対応や情報共有に資するツール等の整備を行う。

(2) 自衛隊との連携

過去の非常災害時において、倒木等の影響による設備被害が大きく、地方自治体からの要請にもとづく自衛隊の派遣により倒木等の除去等が加速し復旧に貢献したことに鑑み、一般送配電事業者は、平時から定例的な会議等による意見交換や訓練を実施するなど、自衛隊との連携を行う。

(3) 通信事業者との連携

過去の非常災害時において、通信事業者との連携が円滑に行われず、早期復旧の障壁となったことに鑑み、一般送配電事業者は、国による非常災害時の電力と通信の協力事項の具体化および連絡体制の構築を踏まえ、通信事業者との連携を行う。

(4) 復旧工事に係る施工者との連携

配電線の仮復旧等にあたっては、電気設備に知見のある電気工事業界との協調を図ることにより迅速な復旧が期待できることから、一般送配電事業者は、送配電設備の復旧工事に係る施工者（配電工事会社、電気工事組合等）との連携を行う。

（５）電気事業者との連携

非常災害対応は、被災供給区域の電気事業者と協調して実施することが必要なため、一般送配電事業者は、停電復旧が長期化するエリアの地方自治体から強い要請があり、必要と判断できる場合は、必要に応じてグループ内外の電気事業者（新電力等を含む）と連携して、停電復旧の長期化に関して当該地方自治体が行う物資支給活動（ポータブル発電機、電動車等の貸し出しなど）に協力する。

（６）連携事例の共有

関係機関との連携事例について、一般送配電事業者間での共有を図り、一般送配電事業者による地域性等を踏まえた関係機関との連携強化に資するため、一般送配電事業者は、電気事業連合会等において定期的に会議を開催し、関係機関との連携にあたって特に留意すべき事項および関係機関との連携事例を別添６「関係機関との連携にあたっての留意事項および連携事例集」に整理する。

（応援事業者の対応）

第９条 停電の早期復旧に資すべく、非常災害時における応援事業者の対応について、次のとおり定める。なお、詳細については、別添１「応援実施要領」に定める。

（１）応援体制の準備

被災状況等により応援要請が予測される場合、応援事業者は、被災事業者からの要請を待たずに準備体制を整える。

（２）電源車等の自発的な派遣（プッシュ型応援）

被災事業者の被害が甚大な場合、隣接事業者は、自供給区域の被害状況を勘案し派遣が可能なときは、被災事業者からの要請を待たずに自供給区域内で被災事業者の近傍まで電源車等を移動する。

（被災事業者の対応）

第１０条 停電の早期復旧および正確な情報発信に資すべく、非常災害時における被災事業者の対応について、次のとおり定める。なお、詳細については、別添１「応援実施要領」に定める。

（１）被害状況等の把握

イ 被害状況の把握のための体制整備

被災事業者は、発災（台風の場合には停電戸数のピーク時）から原則２４時間以内、非常災害時でも４８時間以内に被害状況を把握するための体制を整備する。

ロ 巡視要員の確保

台風等の通過後に復旧体制を迅速に立ち上げるために、被災事業者は、台風等により大規模な被害が予想される場合、被害予測にもとづき、グループ会社の要員等を活用し増員するなど巡視要員の事前の確保、ならびに大規模な被害が予想されるエリアへの巡視要員の事前配置を行う。

ハ 進入困難箇所の被害状況の把握

巡視の効率化を図るため、被災事業者は、ドローン等の補完的活用により、倒木や土砂崩れ等による進入困難箇所の効率的な被害状況の把握を行う。

ニ 低圧線や引込線の被害による一般住宅等の停電状況の把握

停電情報システム等の仕様上停電を把握できない、低圧線や引込線の被害の早期復旧に資するため、お客さまからの情報提供のみに頼らず、自ら迅速に被害箇所を把握すべく、被災事業者は、高圧線が送電してもなお、低圧線や引込線の被害による一般住宅等の停電が継続するような場合は、スマートメーターデータ等の補完的活用により、一般住宅等の停電状況の把握を行う。

(2) 停電問い合わせの対応

被災事業者は、グループ内外の電気事業者の要員等の活用を含め停電の問い合わせ対応のための要員等の確保を行う。

(3) 応援要請

被災事業者は、発災前において甚大な被害が予測されかつ復旧要員の不足が見込まれる等の場合、または発災後において復旧要員が不足する等の場合には、被害の規模に応じ地域幹事事業者を通じて応援を要請することができる。

なお、発災前における応援要請にあたって、甚大な被害が予測される場合とは、非常に強いまたは猛烈な台風について、48 時間先までの予想進路に電力供給エリアが入る場合、または、電力供給エリアで大雨特別警報、暴風特別警報等の各種特別警報が発表された場合（もしくは、発表されることが想定される場合）をいう。

(4) 応援受け入れ体制の構築

被災事業者は、速やかに応援受け入れ体制を構築する。

(5) 停電情報・復旧見通しの発信

被災事業者は、非常災害時に公表が必要な情報を整理し、停電情報・復旧見通しの適時適切な発信を行うとともに、発災（台風の場合には停電戸数のピーク時）から原則 24 時間以内、非常災害時でも 48 時間以内には、復旧見通しを発信できるよう体制を整備する。また、停電情報や復旧見通しの情報がより多くのお客さまに行き届くよう、被災事業者は、インターネットを使用できないお客さま等に対する情報発信方法について、ラジオ局との連携の強化および広報車の確保等を行う。

なお、非常災害時、被災事業者のシステムがダウン等した場合、電気事業連合会等において SNS 等を活用し適切なバックアップを行う。

(応援にあたっての留意事項)

第 11 条 非常災害時における応援にあたっての留意事項について、次のとおり定める。なお、詳細については、別添 1 「応援実施要領」に定める。

(1) 復旧作業

早期復旧を優先するため、応援事業者は、原則として仮復旧工法により復旧作業を行う。

作業に係る詳細については、応援事業者・被災事業者が双方協議のうえ決定する。

(2) 安全管理

現場における安全と健康を確保するため、応援事業者の安全管理および健康管理は、原則として応援事業者で行う。ただし、応援に際し、設備・工具・指揮命令系統等、作業環境を考慮し、応援事業者・被災事業者の双方が十分な配慮を行う。

(3) 施工の配慮

応援事業者は、工事施工にあたっては特に公衆の安全に配慮し、万一、工事施工中に公衆災害、設備、資機材、車両等の損壊等が発生した場合には、応援事業者が誠意をもって対応し、被災事業者もこれに協力する。

(共同訓練)

第12条 非常災害時における相互応援を適切かつ円滑に実施するため、および、平時から応援・受援体制を構築するため、一般送配電事業者は、別添7「共同訓練実施要領」を作成し、同要領にもとづき、一般送配電事業者共同の連携訓練を行う。

(電力需給および系統の運用)

第13条 非常災害時は、一般送配電事業者の供給区域単位での対応のみではなく、一般送配電事業者間で協力し、需給状況の改善等に取り組むべく、非常災害時における電力需給および系統の運用について、次のとおり定める。なお、詳細については、別添8「需給状況改善・系統復旧方針」に定める。

(1) ひっ迫時の需給状況の改善

一般送配電事業者は、非常災害等により需給状況が悪化、または悪化するおそれがある場合は、相互に協力して需給状況の改善を行う。

(2) ブラックアウトからの系統復旧方策

一般送配電事業者は、非常災害等により大規模電源脱落が発生した場合、広域的な周波数低下対策でブラックアウトを極力回避し、万が一ブラックアウトが発生した場合は、電力の融通等、相互応援を行う。

(協議事項)

第14条 この連携計画に定め無き事項が生じた場合は、一般送配電事業者は誠意をもって協議し、その処理にあたる。

附 則

この連携計画は、2020年7月9日より適用する。

(更新履歴)

2021. 6 発災前の応援要請を明確化

災害時連携計画 別添 1

応援実施要領

応援実施要領

災害時連携計画に基づき、応援実施要領を下記のとおり定める。

1. 応援派遣に係る基本的な役割分担

非常災害時における被災事業者および応援事業者の役割は下表を原則とする。

(1) 復旧資材の応援に係る業務

被災事業者	応援事業者
①復旧資材応援の必要性確認、被害状況等の連絡 ②復旧資材応援の要請 ⑤輸送ルートの情報収集（近傍のルート）および応援事業者への情報提供	 ③応援可能資材の数量確認および確保 ④応援可能資材数の報告 ⑤輸送ルートの情報収集（輸送ルート策定） ⑥資材輸送手段の確保、発送

(2) 役務の応援に係る業務

被災事業者	応援事業者
①役務応援の必要性確認、被害状況等の連絡 ②役務応援の要請 ⑥復旧作業の内容（場所、工法、指揮命令系統、受入体制等）に関する調整	①被害が甚大な場合は、自発的に電源車等を近傍まで移動（プッシュ型応援） ③応援可能要員の人数確認および召集 ④応援可能要員の報告 ⑤応援要員の輸送手段の確保 ⑥復旧作業の内容（場所、工法、指揮命令系統、受入体制等）に関する確認 ⑦役務応援

2. 応援要請の手続き

非常災害時における応援は下記の要領により実施する。

(1) 初動対応

a. 被災事業者

①発災前および災害発生直後の連絡（速報）

被災事業者は、被災状況、復旧体制の状況、連絡窓口（責任者、連絡手段）等について、災害発生後すみやかに（発災前における応援要請の場合は判明後すみやかに）被災地域幹事事業者^(注)へ連絡する。

(注) 被災地域幹事事業者とは、被災事業者のいる地域で幹事を担う一般送配電事業者をいう。

②復旧応援の連絡

被災事業者は、復旧応援の必要性の有無、具体的応援要請事項について被災地域幹事事業者へ連絡する。

③被災状況、復旧工事の進捗状況の連絡

被災事業者は、被災状況、復旧工事の進捗状況等について、被災地域幹事事業者へ連絡する。

b. 被災地域幹事事業者

①被災状況等の連絡

被災地域幹事事業者は、被災事業者へ被災状況および当日、翌日の対応の要否を確認し、地域幹事事業者を通じて応援事業者へ連絡を行う。

②応援体制の決定

被災地域幹事事業者は、被災事業者と調整のうえ、災害の程度（「参考判断基準」を参照）に応じて応援体制を決定する。決定した応援体制は、被災事業者から得た情報とあわせて地域幹事事業者を通じて応援事業者へ連携する。なお、被災地域幹事事業者は、被災事業者の近傍の一般送配電事業者より順に応援調整を行うことを基本とする。

参考判断基準

全国協力体制	・ 全国的に災害を被った場合 ・ 1 地域以上または大都市が災害を被った場合 ・ 地域内の一つ以上の事業者が災害を被り、当該地域内および隣接地域の応援だけでは不十分な場合 ・ その他上記に準ずる場合
局部協力体制	・ 隣接地域の被災で、他地域からの応援の方が事故復旧の迅速化を期せられる場合 ・ 地域内の一つ以上の事業者が災害を被り、当該地域内の応援だけでは不十分な場合 ・ 被災地域のみで十分な応援が可能となる場合 ・ その他必要ある場合

③地域幹事事業者任務の代行の選定

地域幹事事業者が被災したとき、又は地域内の複数の事業者が被災し 1 社で地域幹事事業者の任を果たすことが困難であると考えられるときは、地域幹事事業者は、当該地域の所属事業者に対し、地域幹事事業者任務の代行を要請する。ただし、地域内の全事業者が被災したときは、隣接地域の地域幹事事業者が代行する。

c. 応援事業者

①社内関係箇所との連携

応援の要請を受けた各事業者は、社内関係箇所と連携して情報の共有化を図り、円滑な応援の実施に備える。

(2) 応援の要請

a. 被災事業者

① 応援要請

被災事業者は、応援要請を行う品目名・品目数、応援要員数および車両の台数ならびに受入れ場所を明確にして、被災地域幹事事業者へ応援要請を行う。

b. 被災地域幹事事業者

① 応援事業者への応援要請の連携

被災地域幹事事業者は、地域幹事事業者を通じて応援事業者へ応援要請の内容について連絡する。

(3) 応援可能数の把握・報告

a. 応援事業者

① 応援可能数の回答

要請を受けた応援事業者は、ただちに社内、協力会社、要請のあった品目に対してメーカーへ在庫の確認を行い、復旧資材の応援可否、応援可能数、その他特記事項および役務の応援可能数、作業内容等を地域幹事事業者へ報告する。

b. 地域幹事事業者

① 応援可能数の集約

地域幹事事業者は、地域内各事業者の応援可能数を集計し、被災地域幹事事業者へ報告する。

(4) 応援事業者の決定

a. 被災地域幹事事業者

① 応援事業者の決定

被災地域幹事事業者は、地域幹事事業者からの各地域応援可能数を取りまとめ最適な応援事業者を決定し、決定内容を纏めて、被災事業者へ連携する。

b. 被災事業者

① 電力広域的運営推進機関との調整

被災事業者は、社内窓口を通じ復旧応援の実施について、電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という）と連絡調整を行い、被災地域幹事事業者へ結果を連携する。

(5) 応援事業者の通知

a. 被災地域幹事事業者

① 応援事業者の通知

被災地域幹事事業者は、応援決定内容を、地域幹事事業者を通じて各事業者（被災事業者を除く）へ連携する。

3. 復旧資材の輸送

(1) 輸送計画の策定

a. 被災事業者

①輸送計画作成依頼

被災事業者は応援決定内容に基づき、復旧資材受入一覧を作成し、応援事業者へ送付する。

b. 応援事業者

①輸送計画の作成

応援事業者は、輸送計画に必要な道路、鉄道、港湾、ヘリポート等の状況を被災事業者等と協力して調査し、安全性を確認したうえで最も迅速かつ経済的な輸送計画を策定のうえ、結果を被災事業者へ連携する。

②輸送に関する調整

応援事業者は、輸送会社等に輸送ルートをはじめ安全確保上必要となる情報を連携し、輸送指示を行う。

(2) 輸送

a. 応援事業者

①輸送中の状況確認

応援事業者は、輸送の状況（出発、途中地点通過、到着等）について運転手等から得た情報を随時被災事業者へ報告し、双方で輸送状況を確認する。

被災事業者、応援事業者とも輸送途中においても道路等の状況変化の情報収集に努め、変化がある場合は、ただちに運転手等へ通知し、安全かつ迅速な輸送を後方支援する。

(3) 着荷の確認

a. 被災事業者

①着荷の確認

被災事業者は、現品確認を行い、結果を応援事業者に通知する。

b. 応援事業者

①着荷情報の被災地域幹事事業者への連絡

応援事業者は、各地域幹事事業者を通じ、被災地域幹事事業者へ到着連絡をその都度行う。なお、被災地域幹事事業者は到着連絡について適切に管理し、進捗が芳しくないものについては各地域幹事事業者を通じて再度要請する。

(4) 応援状況の管理（情報の共有化）

a. 被災地域幹事事業者

①応援状況の情報共有化

応援が輻輳又は長期化した場合、被災地域幹事事業者は応援状況を管理し、各事

業者（地域幹事事業者経由）と情報の共有化を図る。

4. 役務の応援の実施

（1）役務応援にあたっての基本的事項

役務の応援にあたっては、応援事業者は、被災事業者との間で、応援隊の組織、指揮命令系統に関して調整を行う。また、現地での生活必需品の手配は、応援事業者で準備することを基本とする。

（2）配電設備の復旧に係る相互応援

多数の設備が被害を受けた際に、応援要員が被害箇所で行って同時に作業する可能性があることから、安全かつ迅速に作業を行いつつ一定の品質を確保することを目的として別添5「配電設備復旧相互応援マニュアル」を取り纏める。

5. 平常時の協力および準備

各事業者は、復旧応援の実効性を高めるため、日頃より、事業者間および地域間の連携を強める。また、各事業者は、道路状況の確認先や船舶定期航路の運行状況の確認先、輸送会社の連絡先について確認しておくとともに、社内で保有する非常災害用資材の数量、保管場所等についても確認しておく。

以 上

連絡体制フロー

【発災前】①→⑭まで実施

【発災後】⑮および並行して①→④を再度実施し、要員等が不足すると判断した場合は追加で

⑤→⑭を実施（特に追加要請等必要なければ⑤→⑭は実施しない）

その後、⑮→⑰を実施

項 目	広域 機関	被災事業者	被災地域幹 事事業者	地域幹事 業者	応援事業者
①被害・復旧状況などの把握（想定※ ¹ ）		●			
②被害・復旧状況（想定※ ¹ ）等の情報提供・出社 要請および応援体制の構築		●	←→○	←→○	←→○※
③復旧用資機材等の所要数確認・把握		●			
④応援要請の必要性を判断・確認		●			
⑤復旧用資機材・役務の応援要請		●	→○	→○	→○※
⑥応援可能数の報告・集約 （復旧用資機材・役務）			○	←○	←●※
⑦応援事業者・応援数の決定 （復旧用資機材・役務）		○	←●		
⑧広域機関との連絡調整	○←●				
⑨応援事業者および応援数の決定通知 （復旧用資機材・役務）			●	→○	→○※
⑩復旧用資機材の輸送計画作成依頼		●	→○	→○	→○
⑪復旧用資機材の輸送計画報告		○	←●	←●	←●
⑫復旧用資機材・役務の輸送		○	←●	←●	←●
⑬復旧用資機材の受領結果報告		●	→○	→○	→○
⑭応援状況の管理（情報の共有）		○	←●	→○	→○※
⑮災害復旧工事		復旧工事			
⑯災害復旧完了		完了			
⑰応援役務の撤収		●	→○	→○	→○

（凡例：● 起点箇所、○ 関係箇所）

※ 1 発災前に応援要請する場合。

※ 2 上記②⑤⑥⑨⑭については、応援を実施しない各事業者へも情報連携する。

(更新履歴)

2021. 6 発災前の応援要請を明確化

災害時連携計画 別添 5

配電設備復旧相互応援マニュアル

配電設備復旧相互応援マニュアル

災害時連携計画に基づき、一般送配電事業者間の配電設備復旧に係る相互応援の方針を下記のとおり定める。

1. 応援の実施

(1) 自発的な派遣（プッシュ型応援）

被災事業者の供給区域の被害が甚大な場合、隣接事業者は、被災事業者からの要請を待たずに自供給区域内で被災事業者の供給区域の近傍まで電源車等を移動させると共に、それぞれの地域幹事事業者に応援実施状況について連絡を入れる。

連絡を受けた地域幹事事業者は、被災地域幹事事業者へ連絡を入れる。また、連絡を受けた被災地域幹事事業者は、被災事業者へ連絡を入れる。

a. 自発的な派遣（プッシュ型応援）の前提条件

- ・ 被災事業者からの応援要請がない場合
- ・ 応援事業者の供給区域において設備被害がないまたは、被害予想がされない場合
- ・ 応援事業者の供給区域において復旧の目途が立っている場合

b. 自発的な派遣（プッシュ型応援）要否の判断基準

応援要否判断を迅速に行うため、一般送配電事業者であらかじめ自発的な派遣（プッシュ型応援）要否の判断基準を定めておく。

c. 応援要否連絡

被災事業者は、被災地域幹事事業者から一般送配電事業者の準備体制の連絡を受けた後、速やかに応援要否連絡を行う。

(2) 要請に基づく応援

応援事業者は、被災事業者から復旧要員の不足が見込まれる等の理由による応援要請があった場合、直営による応援、または必要により協力会社の斡旋を行う。また、応援事業者は、被災事業者から応援要請に基づき、電源車による応急送電、電柱復旧、外線復旧、樹木伐採、引込線復旧などの作業を実施する。なお、応援事業者は、協力会社を斡旋した場合、協力会社の作業内容や応援規模について被災地域幹事事業者（地域幹事事業者）と連絡・調整を行う。

a. 要請に基づく応援の前提条件

- ・ 応援事業者の供給区域において設備被害がないまたは、設備被害予想がない場合
- ・ 応援事業者の供給区域において復旧の目途が立っている場合

b. 発災前における応援要請の判断基準

発災前における応援要請の判断を迅速に行うため、要請要否判断基準を次のとおり定める。

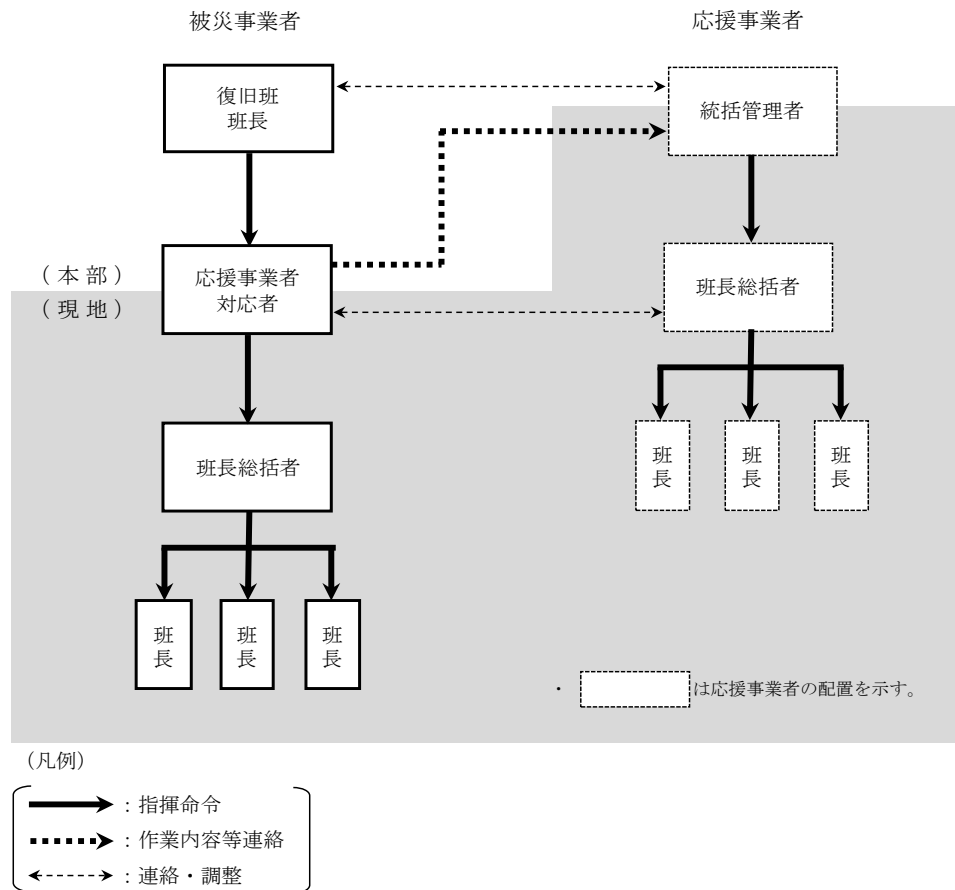
- ・ 非常に強いまたは猛烈な台風について、48時間先までの予想進路に電力供給エリアが入る場合
- ・ 電力供給エリアで大雨特別警報、暴風特別警報等の各種特別警報が発表された場合（もしくは、発表されることが想定される場合）

2. 指揮命令系統

(1) 復旧作業における指揮命令系統

復旧作業における指揮命令系統は、「復旧作業時の指揮命令系統」を標準とする。

(図) 復旧作業時の指揮命令系統



(2) 復旧作業の班編成

班編成に当たっては、被災事業者および被災事業者の協力会社と、応援事業者との混成はしない。なお、同じ応援事業者の応援班については、極力同一エリアへ配置する。

3. 応援時の携行品

(1) 工具・車両等

応援事業者は、原則として復旧工事に必要な工具、測定器類、車両および連絡用通信機器を持参する。

(2) 生活必需品・宿泊場所の手配

現地での応援事業者の身の回り品、生活必需品（食料、水、寝袋、テント等）、宿泊場所の手配は、応援事業者で準備することを基本とする。また、食料、飲料水等は3日分程度を携行する。

(3) 燃料

現地での車両への燃料補給は、被災事業者が燃料給油所を紹介し、応援事業者で行うことを基本とする。ただし、電源車等、一箇所に設置し移動させて燃料補給を行うことが不適当な車両は被災事業者にて別添4「燃料調達方針」のとおり燃料調達を行う。

4. 資材の支給

電線類、締付型コネクタ等の復旧工事に必要な資材は、原則として被災事業者が支給する。

5. 交通手段等の手配

(1) 集結拠点

応援移動の効率化を図るため、一般送配電事業者であらかじめ集結する拠点等を定めておく。

(2) 拠点までの手配

原則として、拠点までの交通手段の手配は応援事業者で行う。

(3) 拠点からの手配

拠点から応援先事業所までの交通手段の手配は、被災事業者と応援事業者で調整する。

(4) 輸送手段の確認

応援時の輸送手段については、民間輸送機関のチャーター方法を事前に確認する他、自衛隊の航空機や船舶による輸送も検討する。

6. 復旧作業

(1) 被害・復旧状況把握方法

巡視進捗状況、設備被害状況（被害設備種類・数等）、および設備被害写真等の情報を現地でシステム入力する等により、迅速かつ網羅的に情報確認・共有できるよう、一般送配電事業者でシステム構築を進める。

なお、システム構築までの間は、現地で撮影した被害状況の写真等を被災事業者に報告する方法や応援事業者等への共有方法を予め定めておく事で、非常災害時における迅速な情報確認・共有を図る。

また、停電が長期化し、通信断絶により携帯電話端末や GPS 情報等が使用不可となった場合を想定し、無線局や衛星電話等の代替手段を配備するなどの事前対策を実施する。

(2) 復旧方針

被災事業者は、設備被害状況に応じて「復旧作業時の指揮命令系統」に基づき応援事業者に復旧方針を連絡する。なお、復旧方法等の統一化に向けた取り組みについては、別紙

1「復旧作業迅速化に向けた復旧方法、設備仕様等の統一化への取組み」を参照のこと。

応援事業者は、原則、被災事業者の復旧方針に従う。

(3) 復旧作業内容

復旧作業は原則として停電作業での仮復旧工法による。仮復旧工法の手順は、別紙2「仮復旧手順」を参照のこと。

(4) 活線作業

活線作業の可否については、応援事業者・被災事業者の双方の協議事項とする。

(5) ローテーション

応援事業者は、被災事業者からの要請規模、被害予測に基づく応援期間、自社の事業継続に必要な体制等を勘案し、ローテーションを計画するものとし2泊3日程度を目安とする。

(6) 作業時間等

作業時間、休憩時間については、応援事業者・被災事業者の双方で協議のうえ決定する。

7. 電源車の運用

(1) 基本的事項

非常災害時の電源車の運用方法としては、電力系統復旧の支障とならない箇所に接続することを原則とし、高圧系統から切り離れた高圧需要家（個別送電）、または電力系統復旧が長期間困難と予想される遠隔地の孤立集落（エリア送電）への応急送電に活用する。

(2) 操作方法

一般送配電事業者の電源車の操作方法については、別紙3「電源車操作マニュアル」を参照のこと。

(3) 電源車等の位置や稼働状況等の把握方法

電源車や復旧要員の位置や稼働状況等を管理・共有する方法として、一般送配電事業者はシステム構築を進める。

- ・ 電源車本体やモバイル端末のGPS情報や設備位置情報等を活用し、電源車および代表的な復旧要員の位置をシステム上で確認することにより、復旧箇所・状況をリアルタイムに把握する。
- ・ 電源車の稼働状況（発電中、待機中等）は、現地復旧要員が端末に入力する等により、効率的に稼働情報集約・共有を行う。

なお、システム構築までの間は、モバイル端末のGPS情報等を最大限活用するとともに、現地復旧要員と電話連絡等で確認する。

(4) 電源車ニーズの管理方法

- ・ 一般送配電事業者は、都道府県が取り纏める重要施設リストを平時より都道府県と共有しておくことで、非常災害時においても都道府県から速やかに電源車の優先派遣ニーズを収集できるよう準備しておく。
- ・ 電源車の重要施設への派遣要請があった場合は、7.（3）のシステムを活用して電源車の位置等の情報を把握・管理する。

8. 開閉器操作および作業着手・完了連絡

系統操作の責任は被災事業者にあるものとし、開閉器操作および応援事業者に対する作業着手・完了等の指示は原則として被災事業者で実施する。

9. 安全管理

- ・ 応援事業者の安全管理および健康管理は、原則として応援事業者で行う。
- ・ 復旧作業等に際しての安全を確保するための措置（検電や短絡接地器具の取り付け）等は、当該作業を行う応援事業者で行う。
- ・ 相互応援にあたっては、災害復旧により迅速な対応を求められる作業環境下であることや、不慣れた地理環境や気象条件下であること等を考慮し、応援事業者および被災事業者の双方が、復旧責任者会議等を通じて被災状況等の共有を図ることで災害発生未然防止に向けて十分に配慮する。
- ・ 応援受け入れ時に、被災事業者および応援事業者間で系統状況（停電範囲等）や安全措置状況に関する連絡体制および連絡ルートを定め、相互に安全確認を行う。特に、系統送電前には、送電対象となる配電線区間内に復旧作業中の箇所がないこと等、安全確認を確実に行う。

10. 施工の配慮

応援事業者は、特に公衆の安全に配慮し、万一、復旧応援中に公衆災害、設備、資機材、車両等の損壊等が発生した場合には、応援事業者が誠意をもって対応し、被災事業者もこ

れに協力する。

1 1. その他

別紙 1「復旧作業迅速化に向けた復旧方法、設備仕様等の統一化への取組み」、別紙 2「仮復旧手順」、別紙 3「電源車操作マニュアル」については、関係者が最新の情報を共有し、その有効性を確保し、機動的な対応を行うことが災害時の対応に資することから、別途整理し、記載内容を変更した場合は、速やかに電力広域的運営推進機関に提出するとともに、一般送配電事業者間で共有する。

以 上

(更新履歴)

2021. 6 発災前の応援要請における前提条件および判断基準を明確化

電源車等の資機材保有状況

2021 年 6 月

目次

1. 配電設備

1. 1 高圧電源車

1. 2 低圧電源車

2. 変電設備

2. 1 高圧電源車

1. 配電設備

1. 1 高圧電源車

No	品目	電力会社	原動機	発 電 機				保有数
				定格電圧 (V)	周波数 (Hz)	定格出力 (kVA)	使用燃料	
1	高圧電源車	北海道	ガス タービン	6,600	50	625	灯油	10
2	高圧電源車	北海道	ガス タービン	6,600	50	250	灯油	6
3	高圧電源車	北海道	ディーゼル	6,600	50/60	500	軽油	10
4	高圧電源車	東北	ディーゼル	6,600	50/60	400	軽油	64
5	高圧電源車	東京	ディーゼル	6,600	50/60	750	軽油	1
6	高圧電源車	東京	ディーゼル	6,600	50/60	500	軽油	64
7	高圧電源車	中部	ディーゼル	6,600	50/60	500	軽油	8
8	高圧電源車	中部	ディーゼル	6,600	60	500	軽油	1
9	高圧電源車	中部	ディーゼル	6,600	50/60	300	軽油	49
10	高圧電源車	中部	ディーゼル	6,600	50/60	100	軽油	4
11	高圧電源車	北陸	ディーゼル	6,600	50/60	250/300	軽油	23
12	高圧電源車	北陸	ディーゼル	6,600	60	300	軽油	3
13	高圧電源車	北陸	ディーゼル	6,600	50/60	1,000/1,000	軽油	1
14	高圧電源車	関西	ディーゼル	6,600	60	500	軽油	6
15	高圧電源車	関西	ディーゼル	6,600	50/60	500	軽油	32
16	高圧電源車	関西	ディーゼル	6,600	50/60	400	軽油	1
17	高圧電源車	中国	ディーゼル	6,600/3,300	50/60	625	軽油	1
18	高圧電源車	中国	ディーゼル	6,600/3,300	60	1,000	軽油	2
19	高圧電源車	中国	ディーゼル	6,600/3,300	50/60	500	軽油	1
20	高圧電源車	中国	ディーゼル	6,600	50/60	500	軽油	5
21	高圧電源車	中国	ディーゼル	6,600/3,300	50/60	300	軽油	4
22	高圧電源車	中国	ディーゼル	6,600	60	300	軽油	15
23	高圧電源車	中国	ディーゼル	6,600	50/60	300	軽油	14
24	高圧電源車	四国	ディーゼル	6,600	50/60	250/300	軽油	25
25	高圧電源車	九州	ディーゼル	6,600	60	500	軽油	30
26	高圧電源車	九州	ディーゼル	6,600	50/60	500	軽油	16
27	高圧電源車	九州	ディーゼル	6,600	60	300	軽油	5
28	高圧電源車	九州	ディーゼル	6,600	50/60	300	軽油	6
29	高圧電源車	九州	ディーゼル	6,600	60	200	軽油	5
30	高圧電源車	沖縄	ディーゼル	6,600	50/60	500	軽油	5
31	高圧電源車	沖縄	ディーゼル	6,600	60	300	軽油	2

計 419

1. 配電設備

1. 2 低圧電源車

No	品目	電力会社	原動機	発 電 機				保有数
				定格電圧 (V)	周波数 (Hz)	定格出力 (kVA)	使用燃料	
1	低圧電源車	北海道	ディーゼル	210 /105	50	75	軽油	15
2	低圧電源車	東北	ディーゼル	210/105	50	75	軽油	23
3	低圧電源車	東北	ディーゼル	210/105	50/60	75	軽油	40
4	低圧電源車	東北	ディーゼル	210/105	50/60	13	軽油	7
5	低圧電源車	東京	ディーゼル	210/105	50/60	75	軽油	57
6	低圧電源車	東京	ディーゼル	210/105	50	75	軽油	47
7	低圧電源車	中部	ディーゼル	220	50/60	90	軽油	1
8	低圧電源車	中部	ディーゼル	220	50/60	53	軽油	1
9	低圧電源車	北陸	ディーゼル	210 / 105	60	60	軽油	36
10	低圧電源車	関西	ディーゼル	210	50/60	75	軽油	4
11	低圧電源車	中国	ディーゼル	210/105	50/60	75	軽油	51
12	低圧電源車	中国	ディーゼル	210/105	60	75	軽油	11
13	低圧電源車	四国	ディーゼル	210 / 105	60	75	軽油	31
14	低圧電源車	四国	ディーゼル	210 / 105	50/60	75	軽油	17
15	低圧電源車	九州	ディーゼル	210/105	60	75	軽油	54
16	低圧電源車	九州	ディーゼル	210/105	60	100	軽油	17

計 412

2. 変電設備

2. 1 高圧電源車

No	品目	電力会社	原動機	発 電 機				保有数
				定格電圧 (V)	周波数 (Hz)	定格出力 (kVA)	使用燃料	
1	高圧電源車	北海道	ガス タービン	6,600	50	4000	灯油	1
2	高圧電源車	北海道	ガス タービン	6,600	50	2000	灯油・A重油	1
	高圧電源車	北海道	ガス タービン	6,600	50	2000	灯油	4
3	高圧電源車	東北	ディーゼル	6,600	50/60	1000	軽油	5

計 11

電源車燃料等の平時契約先・非常災害時協定締結状況

事業者	契約形態(※)	都道府県	契約・協定 先数	給油所数	ローリー 保有数	備 考
北海道電力ネットワーク(株)	平常時・非常災害時双方	北海道	1	268	100以上	
東北電力ネットワーク(株)	平常時のみ	青森県	24			
東北電力ネットワーク(株)	平常時のみ	岩手県	17			
東北電力ネットワーク(株)	平常時のみ	秋田県	13			
東北電力ネットワーク(株)	平常時のみ	宮城県	17			
東北電力ネットワーク(株)	平常時のみ	山形県	14			
東北電力ネットワーク(株)	平常時のみ	福島県	20			
東北電力ネットワーク(株)	平常時のみ	新潟県	16			
東北電力ネットワーク(株)	非常災害時のみ	青森県	1			
東北電力ネットワーク(株)	平常時・非常災害時双方	岩手県	4			
東北電力ネットワーク(株)	平常時・非常災害時双方	秋田県	4			
東北電力ネットワーク(株)	平常時・非常災害時双方	宮城県	1	142	100以上	
東北電力ネットワーク(株)	平常時・非常災害時双方	山形県	2			
東北電力ネットワーク(株)	平常時・非常災害時双方	福島県	4			
東北電力ネットワーク(株)	平常時・非常災害時双方	新潟県	3			
東京電力パワーグリッド(株)	平常時のみ	東京都	1			
東京電力パワーグリッド(株)	非常災害時のみ	東京都	7			
東京電力パワーグリッド(株)	非常災害時のみ	神奈川県	6			
東京電力パワーグリッド(株)	非常災害時のみ	千葉県	17			
東京電力パワーグリッド(株)	非常災害時のみ	埼玉県	5			
東京電力パワーグリッド(株)	非常災害時のみ	茨城県	9			
東京電力パワーグリッド(株)	非常災害時のみ	群馬県	8			
東京電力パワーグリッド(株)	非常災害時のみ	栃木県	12			
東京電力パワーグリッド(株)	非常災害時のみ	山梨県	12			
東京電力パワーグリッド(株)	非常災害時のみ	静岡県	35			
東京電力パワーグリッド(株)	非常災害時のみ	福島県	3			
中部電力パワーグリッド(株)	平常時のみ	愛知県	1			
中部電力パワーグリッド(株)	非常災害時のみ	愛知県	16			
中部電力パワーグリッド(株)	非常災害時のみ	静岡県	3	1,003	70以上	
中部電力パワーグリッド(株)	非常災害時のみ	岐阜県	48			
中部電力パワーグリッド(株)	非常災害時のみ	長野県	1			
北陸電力送配電(株)	平常時のみ	富山県	4			
北陸電力送配電(株)	平常時のみ	石川県	8			
北陸電力送配電(株)	平常時のみ	福井県	9			
北陸電力送配電(株)	平常時のみ	岐阜県	1			
北陸電力送配電(株)	平常時・非常災害時双方	富山県	2			
北陸電力送配電(株)	平常時・非常災害時双方	石川県	2	74	40以上	
北陸電力送配電(株)	非常災害時のみ	福井県	1			
関西電力送配電(株)	平常時のみ	東京都	1			
関西電力送配電(株)	平常時のみ	福井県	1			
関西電力送配電(株)	平常時のみ	兵庫県	2			
関西電力送配電(株)	平常時のみ	奈良県	3			
関西電力送配電(株)	平常時のみ	富山県	3			
関西電力送配電(株)	平常時のみ	岐阜県	2			
関西電力送配電(株)	平常時のみ	和歌山県	1			

事業者	契約形態(※)	都道府県	契約・協定 先数	給油所数	ローリー 保有数	備 考
関西電力送配電(株)	平常時・非常災害時双方	大阪府	2	1,327	20以上	
関西電力送配電(株)	平常時・非常災害時双方	兵庫県				
関西電力送配電(株)	平常時・非常災害時双方	京都府				
関西電力送配電(株)	平常時・非常災害時双方	和歌山県				
関西電力送配電(株)	平常時・非常災害時双方	滋賀県				
関西電力送配電(株)	平常時・非常災害時双方	奈良県				
関西電力送配電(株)	非常災害時のみ	大阪府				
関西電力送配電(株)	非常災害時のみ	兵庫県				
関西電力送配電(株)	非常災害時のみ	和歌山県				
関西電力送配電(株)	非常災害時のみ	奈良県				
中国電力ネットワーク(株)	平常時のみ	広島県	2			
中国電力ネットワーク(株)	平常時・非常災害時双方	広島県	3	276	140以上	
中国電力ネットワーク(株)	非常災害時のみ	山口県	5			
中国電力ネットワーク(株)	非常災害時のみ	島根県	5			
中国電力ネットワーク(株)	非常災害時のみ	鳥取県	3			
中国電力ネットワーク(株)	非常災害時のみ	岡山県	8			
中国電力ネットワーク(株)	非常災害時のみ	広島県	9			
四国電力送配電(株)	平常時・非常災害時双方	香川県	1	447	90以上	
四国電力送配電(株)	非常災害時のみ	徳島県	1			
四国電力送配電(株)	非常災害時のみ	高知県	1			
四国電力送配電(株)	非常災害時のみ	香川県	4			
四国電力送配電(株)	非常災害時のみ	愛媛県	1			
九州電力送配電(株)	平常時のみ	福岡県	8			
九州電力送配電(株)	平常時のみ	佐賀県	3			
九州電力送配電(株)	平常時のみ	長崎県	18			
九州電力送配電(株)	平常時のみ	大分県	8			
九州電力送配電(株)	平常時のみ	熊本県	21			
九州電力送配電(株)	平常時のみ	鹿児島県	9			
九州電力送配電(株)	平常時・非常災害時双方	大分県	1	402	100以上	
九州電力送配電(株)	平常時・非常災害時双方	鹿児島県	1			
九州電力送配電(株)	平常時・非常災害時双方	福岡県	1			
九州電力送配電(株)	平常時・非常災害時双方	宮崎県	1			
沖縄電力(株)	平常時のみ	沖縄県	31			
沖縄電力(株)	非常災害時のみ	沖縄県	2		30以上	
沖縄電力(株)	平常時・非常災害時双方	沖縄県	1	5		

(※)契約形態の定義

- ・平常時のみ: 平時の車両への給油契約締結
- ・非常災害時のみ: 非常災害時協定の締結(平時の給油契約無し)
- ・平常・非常災害時双方: 平時の給油契約および非常災害時協定を締結

連携事例集

目 次

- 1 地方自治体との連携
- 2 自衛隊との連携
- 3 通信事業者との連携
- 4 復旧工事に係る施工者との連携
- 5 電気事業者との連携
- 6 その他の関係機関との連携

1 地方自治体との連携

事例（１）重要インフラ施設周辺森林整備に関する説明会（2020年3月9日、7月20日）における林野庁からの説明内容および林野庁との質疑内容の共有

【概要】（共有内容のポイント）

- ・ 今般、重要インフラ施設周辺森林整備という枠組みが森林整備事業に創設。
- ・ 自助努力では森林整備が困難な森林所有者が自治体や施設管理者と協定を結び、公的主体に森林整備を任せるのが特定森林再生事業。特定森林再生事業の費用負担は、大半は公的主体側となるが、10年間は森林所有者による伐採ができない、森林以外の用途に転用できない等の制約がある。重要インフラ施設周辺森林整備は、特定森林再生事業に位置づけられる。
- ・ 従来の特定森林再生事業は、何か問題が発生し、森林所有者が森林を整備できなくなつてから自治体等が主体となつて対処してきたが、今般の枠組みは重要なインフラ施設に被害が発生する前に、手入れ不足の森林が生じているという段階で、関係者が連携しつつ重要インフラ施設周辺の森林を整備するという枠組み。
- ・ ただし、重要インフラ施設周辺の森林であっても、森林所有者が自ら整備できる場合や、重要インフラ施設に倒れ掛かっている等緊急避難的な場合には、従来からの方法で解決。
- ・ 補助率については、例えば、市町村が事業実施主体となった場合は約9割の補助となり、市町村の負担は約1割となる。森林組合等が事業実施主体となった場合でも、関係者が協定を締結すれば、約7割の補助となる場合がある。
- ・ 地域での優先度を判断するのは、公的主体（都道府県・市町村）。
- ・ 重要インフラ施設を維持するための事業ではなく、森林整備が主目的の事業。
例えば、電線路付近だけ伐採したいという場合は適用困難だが、対象の山林について、広葉樹林への植替による伐採や混み入った杉林の間伐などを行う場合については、適用可能と考えられる。それぞれのケースごとに適用可否が判断される。

【出典】

- ・ 林野庁ホームページ 令和2年度林野庁予算の概要「森林整備事業＜公共＞」

【事例共有の場での議論概要】

（2020年3月12日、7月22日、8月5日～6日 電気事業連合会および一般送配電事業者）

- ・ 一般送配電事業者の立場からは、災害時に設備被害が大きく、停電復旧作業が多かった山林について、まずは都道府県等に「林野庁森林整備事業と協調して優先して整備したい」と相談し、都道府県等で重要インフラ施設周辺森林整備事業が適用されるか確認いただいたから、森林整備事業の目的の『山を良くすること』と『電力設備被害を抑制すること』を両立するように協議を更に進めていくといったことが考えられる。
- ・ もし、適用対象となり補助金が交付されれば、都道府県等も積極的に伐採等に協力していただけるといった効果が期待できるのではないかと。

【今後の展開等】

- ・ 非常災害時の役割分担や伐採・倒木処理および平時の計画伐採等に関する都道府県等との協議を進めていく過程の中で、当該森林整備の活用についても都道府県等と合意できれば、合理的な範囲で活用協力する。

事例（２）北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社
北海道胆振東部地震対応についての検証を踏まえた関係機関との連携

【概要】

a. 目的

- ・ 関係機関との連携による災害時の早期復旧の円滑化

b. 関係機関との連携内容

① 北海道・振興局・自治体との連絡体制の確立および相互連携

- ・ 北海道・振興局・自治体との連絡体制を確立するとともに、毎年４月に双方の連絡体制を確認。
- ・ 従来からの緊急電話に加え、管理職によるホットラインを新設。

② 道路管理者との連絡体制の確立および相互連携

- ・ 北海道開発局、各自治体など道路管理者と早期復旧を目的とした道路啓開の情報収集や厳寒期優先除雪を円滑に行うため、毎年４月および１１月に連絡体制を確認。
- ・ 災害対応の課題やニーズの把握などを目的とした意見交換を原則、年１回実施。

【出典】

- ・ 北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社「平成 30 年北海道胆振東部地震対応について（概要版）」（2020 年 4 月 21 日）…【別紙 1】

【当該事例について】（北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社）

- ・ 関係機関との連携の全体像については、【別紙 1】スライド 12 を参照。

【事例共有の場での議論概要】（2020 年 6 月 5 日 電気事業連合会および一般送配電事業者）

- ・ （特記なし）

【今後の展開等】

- ・ 今後も引き続き、各供給区域内の地方自治体（都道府県等）および道路管理者（地方自治体、地方整備局等）と定期的に意見交換や訓練等を実施し、継続して非常災害時の連絡体制を維持できる仕組みの構築を図る。

事例（3）中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社
岐阜県との大規模災害時における相互連携に関する協定

【概要】

a. 目的

- ・岐阜県内で震度5強以上の地震および風水害・雪害等による大規模災害が発生した場合、または発生が予想される場合、岐阜県および中部電力が相互に連携し、迅速かつ的確に対応することにより、県民生活の早期復旧に資する。

b. 災害時の連携内容

- ・連絡体制の確立、県管理道路上の支障物（電力設備）除去の連携、電力復旧のための道路啓開の要請、電源車配置先の協議、復旧作業のための活動拠点の提供、県民への停電情報・復旧見通しの発信

c. 平時の連携内容

- ・重要施設情報の共有・自家発電設備等の設置促進、事前対策（事前伐採）の実施、訓練への積極的な協力

【出典】

- ・中部電力株式会社 プレスリリース「岐阜県と中部電力株式会社の『大規模災害時における相互連携に関する協定』締結について」（2020年3月27日）

【当該事例について】（中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社）

- ・他県でも同様に大規模災害時の包括的な連携に関する協定の締結について、現在協議を進めている。

【事例共有の場での議論概要】（2020年6月5日 電気事業連合会および一般送配電事業者）

- ・系統復旧状況等を勘案のうえ、最終的に電源車を配置するか否かは一般送配電事業者が決定するにしても、災害時に優先して復旧を検討すべき重要施設は都道府県で決めていただくことが基本と考える。

【今後の展開等】

- ・非常災害時、停電復旧作業の障害を速やかに取り除けるように、地方自治体（都道府県等）との間で非常災害時における連絡窓口の構築・確認を実施するとともに、役割の明確化等を行う。また、平時においては、非常災害時に優先して復旧を検討すべき重要施設に関する情報共有等の調整を行う。

事例（４） 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社
関西広域連合との大規模広域災害における連携・協力に関する協定

【概要】

a. 目的

- ・ 関西広域連合をはじめ構成団体の各府県・政令市とライフライン事業者が、平時からの情報共有と災害時の連携・協力に向けた体制を構築し、大規模広域災害におけるライフラインの早期復旧を目指す。

b. 平時の取組み

- ・ 相互の連絡窓口の明確化等による情報共有体制の構築や、災害時に優先して復旧を検討すべき重要施設に関する情報共有等

c. 災害発生時

- ・ 道路、電気設備等の被災状況、および道路啓開や障害物除去、電気設備の応急復旧状況に関する情報共有

d. 復旧時の連携

- ・ 道路啓開や電気設備等の復旧に関する事業について連携・協力

【出典】

- ・ 関西電力株式会社 プレスリリース「関西広域連合との『大規模広域災害における連携・協力に関する協定』の締結について」（2020年3月26日）

【当該事例について】（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

- ・ （特記なし）

【事例共有の場での議論概要】（2020年6月5日 電気事業連合会および一般送配電事業者）

- ・ （特記なし）

【今後の展開等】

- ・ 非常災害時、停電復旧作業の障害を速やかに取り除けるように、地方自治体（都道府県等）との間で非常災害時における連絡窓口の構築・確認を実施するとともに、役割の明確化等を行う。また、平時においては、非常災害時に優先して復旧を検討すべき重要施設に関する情報共有等の調整を行う。

事例（５）中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社
鳥取県との災害時における電力供給のための連携等に関する協定

【概要】

a. 目的

- ・鳥取県および中国電力株式会社（中国電力ネットワーク株式会社を含む）が、平時から連携し、電力設備の減災に取り組むとともに、災害時にはさらに密に連携して電力設備の早期復旧に努める。

b. 協定の内容

① 連絡体制および情報共有

- ・緊急連絡先および災害対応に必要な情報の共有
- ・電力設備周辺の樹木等の事前伐採のための調整
- ・災害発生時にドローン・ヘリコプターを活用した災害情報の共有
- ・災害対策本部へのリエゾンの派遣

② 早期復旧のための支援および協力

- ・停電の早期復旧作業の支援
- ・復旧作業の支障となる樹木・土砂などの除去等作業への協力
- ・停電の復旧見込みの情報共有、県民への情報提供等

【出典】

- ・中国電力株式会社 プレスリリース「鳥取県との『災害時における電力供給のための連携等に関する協定』の締結について」（2020 年 1 月 28 日）

【当該事例について】（中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社）

- ・鳥取県とは、2020 年 10 月 5 日付で、協定に関わる実施細目（覚書）についても締結済み。
- ・中国地方の他県とも、協定締結に向けて協議を継続中。

【事例共有の場での議論概要】（2020 年 6 月 5 日、11 月 30 日、2021 年 5 月 26 日、送配電網協議会、一般送配電事業者および電気事業連合会）

- ・（特記なし）

【今後の展開等】

- ・非常災害時、停電復旧作業の障害を速やかに取り除けるように、地方自治体（都道府県等）との間で非常災害時における連絡窓口の構築・確認を実施するとともに、役割の明確化等を行う。また、平時においては、非常災害時に優先して復旧を検討すべき重要施設に関する情報共有等の調整を行う。

事例（6）東京電力パワーグリッド株式会社

千葉県「災害に強い森づくり事業」を活用した事前伐採の実施（R2年度）

【概要】

- ・林野庁が創設した「重要インフラ施設周辺森林整備事業」を活用して、重要インフラ施設に近接する森林の整備を行うことにより、倒木や土砂災害流出等による重要インフラ施設への被害を未然に防止する。
- ・「災害に強い森づくり事業」を推進すべく、「重要インフラ施設周辺森林整備事業」の適用要件となる、市町村、林業事業者、森林所有者、東京電力パワーグリッド株式会社（以下「東電P G」）の4者協定締結に向けて、千葉県が協定書の例を作成するとともに当該事業を実施する市町村を支援。
- ・一部市町では伐採箇所の選定にあたり、令和元年に発生した台風15号被害状況を踏まえ、倒木による停電が発生した箇所や倒木の虞がある箇所の情報を東電P Gが提供し「重要インフラ施設周辺森林整備事業」の適用要件と照らし合わせるなどして関係者間で伐採箇所の協議等を実施。
- ・伐採する森林が電力設備に影響を及ぼしている場合、または、及ぼす虞がある場合は、電力設備から2m以内の樹木の伐採・枝払い等を東電P Gが実施する。
それ以外については、国、県、市町村、事業主体の費用負担で実施する。

【実施内容】

- ・当該事業の実施を希望する7市町（千葉市、市原市、八街市、山武市、君津市、鴨川市、神崎町）について、4者が連携して、現地調査、伐採箇所の協議等を実施。
- ・関係者間の調整が完了した事業実施箇所から事前伐採を実施。

【出典】

- ・「千葉県農林水産部森林課令和2年12月22日発信文書『「災害に強い森づくり事業」の実施状況について」・・・【別紙2】

【今後の展開等】

- ・風倒木が多いエリアの市町村を中心に、千葉県が被害箇所における現地調査のための技術指導や、事業実施箇所の選定に係る助言を行うほか、説明会等を通じて、先行実施箇所の事例を紹介するなどして、更なる事前伐採の推進を図る。

【事例共有の場での議論概要】（2021年5月26日、送配電網協議会、一般送配電事業者および電気事業連合会）

- ・千葉県は台風15号の経験から、平時より災害の予防対策、応急対策、復旧対策など防災対策の充実、強化を図っており、防災対策の一環として、事前伐採の取り組みが進んでいることが共有された。
- ・自治体の予算都合もあるが、千葉県が「災害に強い森づくり事業」を主導的に実施する市町村を支援していただくことで、比較的大規模な事前伐採についても早期に進めることができることを確認した。

事例（７）東京電力パワーグリッド株式会社

秩父市との「災害予防のための樹木伐採作業に関する覚書」の締結

【概要】

a. 目的

- ・ 秩父市内の森林等において、台風などの災害時に倒木等により電力の復旧に支障を来す虞のある樹木を除去するため、秩父市と東京電力パワーグリッド株式会社（以下「東電 P G」）が相互に連携、協力を図る。

b. 連携内容

- ・ 事前伐採が必要な箇所に関する情報の提供
- ・ 事前伐採箇所の協議
- ・ 事前伐採の実施

【当該事例について】

- ・ 東電 P G が秩父市と事前伐採に係る協定書、覚書を締結。病院や無線放送基地局等の重要設備へ電力を供給するルートで、倒木により長時間停電する可能性のある箇所を協議。
- ・ 秩父市と連携して現地調査を行った上で伐採箇所を特定し、秩父市が事前伐採を実施。
- ・ 事前伐採に係る費用については、秩父市に交付される森林環境譲与税を活用。

【出典】

- ・ 秩父市プレスリリース「東京電力パワーグリッド株式会社熊谷支社・秩父市『災害予防のための樹木伐採等に関する協定』締結！」（令和 2 年 7 月 21 日）・・・【別紙 3】
- ・ 総務省「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の概要」・・・【別紙 4】
- ・ 林野庁「森林環境譲与税の取組事例集」抜粋（令和 2 年 10 月）・・・【別紙 5】

【今後の展開等】

- ・ 令和 3 年も重要施設へ電力を供給するルートで、間伐等による森林整備事業を継続的に実施することで、倒木等による災害の防止に努める。

【事例共有の場での議論概要】（2021 年 5 月 26 日、送配電網協議会、一般送配電事業者および電気事業連合会）

- ・ 秩父市において事前伐採に森林環境譲与税を活用することが示された。
- ・ 他電力管内の自治体からは事前調整の段階で森林環境譲与税では「伐採は金額が高くて難しい」、「伐採してもエリアが小さい」といった意見を頂いていること等が共有された。
- ・ 森林環境譲与税という国の制度を活用することで、秩父市の事例のように事前伐採を進めることができることを確認した。

2 自衛隊との連携

事例（１） 東北電力株式会社、東北電力ネットワーク株式会社
海上自衛隊大湊地方総監部との連携に関する協定

【概要】

a. 目的

- ・平素から連携を図り、各種被害発生時の相互協力を円滑に行う。

b. 協定範囲

- ・青森県

c. 連携内容

① 平常時

- ・定期的な会議および各種訓練の実施

② 災害時

- ・災害復旧に必要な資機材および人員の輸送、輸送手段等の調整
- ・救援活動の拠点となる基地施設等への電源供給支援
- ・救援活動に必要な施設、敷地等の提供
- ・復旧作業を行う上で必要となる資料等の提供

d. 連絡態勢の確立と被害情報の共有

- ・各種災害発生時に十分な情報を共有し得る連絡態勢を確立し、相互に協力して被害情報をはじめとする、救援・復旧活動に必要な情報を共有

【出典】

- ・東北電力株式会社 プレスリリース「災害時の相互協力に向けた協定を締結いたしました～海上自衛隊大湊地方総監部と東北電力株式会社～」(2019年11月1日)

【当該事例について】（東北電力株式会社、東北電力ネットワーク株式会社）

- ・本協定では、当社が自衛隊に対して資機材や人員の輸送を依頼する場合には、自衛隊法に基づき災害派遣要請元である県知事等を通じて依頼する定めとなっており、大規模災害時には自衛隊、自治体、電力会社が相互に連携して早期復旧を目指すこととしている。

【事例共有の場での議論概要】（2020年6月5日 電気事業連合会および一般送配電事業者）

- ・（特記なし）

【今後の展開等】

- ・自衛隊等と協定を締結する等して、非常災害時の緊急輸送等における協力体制の構築を図るとともに、引き続き定期的な意見交換や訓練等を実施する。

事例（２）東京電力ホールディングス株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社
2019 年台風 15 号対応における自衛隊との連携

【概要】

- ・発災当初は、県全体の伐採作業等を集約し、自衛隊と作業調整を行っていたため、現場対応までに時間を要していた。
- ・当社グループとしても、自衛隊が災害派遣で実施可能な活動範囲に理解がなく、道路啓開や大規模な倒木処理以外は自衛隊に依頼できないと認識していた。
- ・なお、9 月 15 日以降、当社グループと自衛隊との共同調整所を、本社本部のほか千葉県エリア 6 箇所を設置したことにより、それぞれの担当者が、各現場において、直接、作業内容や計画を協議する体制が整備できたことから、伐採作業等が加速し、その後の復旧作業の進捗に貢献した。

【出典】

- ・東京電力ホールディングス株式会社「台風 15 号対応検証委員会報告書（最終報告）」（2020 年 1 月 16 日）

【対応の方向性】（東京電力ホールディングス株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社）

- ・自然災害時の電力復旧に向けて、自衛隊との協議が必要な事項（共同調整所の設置・派遣要請の基準などの社内ルール整備）を整理し、加えて、自衛隊との図上訓練を実施するなど平時から連携強化に努める。

【事例共有の場での議論概要】（2020 年 2 月 3 日 電気事業連合会および一般送配電事業者）

- ・台風 15 号の際は、自治体による自衛隊への人命救助の要請がなかったこと、および自治体より自衛隊へ電力復旧の要請をしたことから、自衛隊が電力復旧に部隊を集中して活動いただけたという面もある。特に、共同調整所開設という取り組みは、稀なケースとして認識しておくべきではないか。
- ・台風 15 号の際は、結果として、自衛隊と直接やり取りをして上手くいったということはあるが、自衛隊法の規定にもとづき、災害対策の一次的な責任を負っている都道府県知事から自衛隊に災害派遣を要請していることから、今後の災害対応においても原則として同様な手順を踏むことを基本とすべきである。

【今後の展開等】

- ・非常災害時は、都道府県知事から自衛隊へ災害派遣を要請していただくことを基本とするも、平時から定例的な会議による意見交換や訓練を行うなど、自衛隊との連携強化を図る。

事例（3）九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社
2018 年台風 7 号襲来時における自衛隊との連携

【概要】

- ・ 2013 年に陸上自衛隊西部方面隊、2017 年に海上自衛隊佐世保地方隊と災害発生時の相互連携に関する協定を締結済。2018 年台風 7 号の襲来時には、長崎県五島列島の停電復旧作業のため、陸上自衛隊西部方面との協定に基づいた自衛隊による災害派遣の枠組みの中で、自衛隊ヘリ 2 機で新上五島町および五島市へそれぞれ復旧応援要員や工具類を輸送。
- ・ 復旧応援要員を追加派遣できたことで、早期復旧が可能となった。

【出典】

- ・ 九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社「2018 年台風 7 号襲来時における自衛隊との連携について」…【別紙 6】

【当該事例について】（九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社）

- ・ 当社が、自衛隊に対して資機材や人員の輸送を依頼する場合には、自衛隊法に基づき災害派遣要請元である県知事等を通じて依頼する定めとなっており、大規模災害時には自衛隊、自治体、電力会社が相互に連携して早期復旧を目指すこととしている。

【事例共有の場での議論概要】（2020 年 6 月 5 日 電気事業連合会および一般送配電事業者）

- ・ （特記なし）

【今後の展開等】

- ・ 自衛隊等と協定を締結する等して、非常災害時の緊急輸送等における協力体制の構築を図るとともに、引き続き定期的な意見交換や訓練等を実施する。

**事例（４）北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社
海上自衛隊大湊地方総監部との連携**

【概要】

- ・ 2019年11月に海上自衛隊大湊地方総監部と災害発生時の相互連携に関する協定を締結済み。
- ・ 2020年10月13日（火）、本協定に基づく燃料輸送に関する訓練を実施した。
- ・ 本訓練では、大規模災害時における移動発電機車や復旧車両等の燃料確保を目的に、海上自衛隊の艦艇で燃料を輸送した後、ドラム缶を輸送車両に積載する作業手順を確認した。

【出典】

北海道電力株式会社プレスリリース

「災害時における相互協力に向けた協定の締結について」（2019年11月1日）

【当該事例について】

- ・ 本訓練は、函館市が主催する総合防災訓練に合わせて実施したもの。
- ・ 本協定では、本協定で定められた内容を災害発生時に円滑に行い得ることを確認するため、原則として年1回以上実施することとしており、訓練実施に際しては、地方自治体が発行する防災訓練の場等の活用を考慮するものとしている。

【事例共有の場での議論概要】（2020年11月30日 電気事業連合会および一般送配電事業者）
（特記なし）

【今後の展開等】

- ・ 災害時の迅速かつ円滑な対応に向けて、引き続き、定期的な訓練や意見交換を実施する。

事例（５）東北電力株式会社，東北電力ネットワーク株式会社
自然災害を想定した陸上自衛隊との連携による復旧訓練

【概要】

- ・ 2020年9月3日～同年9月4日にかけて、陸上自衛隊東部方面隊との災害時協定に基づいた連携について復旧訓練を通じて確認した。
- ・ 訓練では、台風の影響による倒木や土砂崩れにより道路が寸断し、被害を受けた配電設備の復旧現場に立ち入ることができない状況を想定し、陸上自衛隊による道路を閉塞している倒木や土砂の除去に加え、配電設備の復旧作業の一部（電柱建込み場所の掘削、不整地運搬車による変圧器運搬）を陸上自衛隊で実施した。

【出典】

- ・ 東北電力ネットワーク Twitter「陸上自衛隊と連携した訓練」（2020.9.4）

【当該事例について】

- ・ 倒木や土砂崩れの影響により設備復旧に着手できない等、実災害を模した訓練を実施することで、早期復旧に向けた陸上自衛隊との連携について確認した。

【事例共有の場での議論概要】（2020年11月30日 電気事業連合会および一般送配電事業者）
・（特記なし）

【今後の展開等】

- ・ 非常災害時における連携強化を目的に、今後も協力体制を確認することを目的に定期的な意見交換や訓練等を実施する。



電柱建て込み場所の掘削作業



不整地運搬車による変圧器運搬

事例（6）中国電力ネットワーク株式会社 自衛隊との共同訓練
--

【概要】

- ・ 2020 年 9 月 4 日、令和 2 年度広島市総合防災訓練において、陸上自衛隊 第 46 普通科連隊と共同で、豪雨により山中にて地滑りが発生した影響で複数箇所で電柱損壊・断線が発生し大規模停電となったとの想定のもと、復旧の支障となる倒木等除去、道路啓開、合同調整所運営等の実働訓練を実施。

【出典】

- ・ 中国電力ネットワーク株式会社「陸上自衛隊との共同訓練について」・・・【別紙 7】

【当該事例について】

- ・ 自衛隊とは、平時から連携・共同して災害発生直後に想定される内容を盛り込んだ訓練を実施し、大規模災害時における相互の連携強化を図るとともに、災害応急対策の検証・確認を行ない、今後の災害対応に万全を図ることとしている。

【事例共有の場での議論概要】（2020 年 11 月 30 日 電気事業連合会および一般送配電事業者）

- ・ （特記なし）

【今後の展開等】

- ・ 今後も引き続き、平時から協定に基づく定例的な会議による意見交換や訓練を行うなど、自衛隊との連携強化を図る。

事例（７）中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社
2020 年台風 10 号来襲時における自衛隊との連携

【概要】

- ・2014 年 3 月に陸上自衛隊中部方面隊、および海上自衛隊呉地方総監部、2018 年 8 月に海上自衛隊舞鶴地方総監部と災害発生時の相互連携に関する協定を締結済。
- 2020 年 9 月の台風 10 号の来襲時には、山口県の停電復旧作業のため、陸上自衛隊中部方面隊との協定に基づいた自衛隊による災害派遣の枠組みの中で、当社本社にて陸上自衛隊のリエゾン 1 名を受入れるとともに、自衛隊ヘリ 1 機に社員が搭乗し、山口県中西部地域の送変電設備や通信設備の巡視を実施。
- ・自衛隊のヘリを活用できたことで、早期に各設備の状況、各設備周辺の土砂崩れや樹木接触の有無等を確認することができ、停電の早期復旧に寄与した。

【出典】

- ・中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社「2020 年台風 10 号来襲時における自衛隊との連携について」・・・【別紙 8】

【当該事例について】（中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社）

- ・当社が、自衛隊に対して資機材や人員の輸送を依頼する場合には、自衛隊法に基づき災害派遣要請元である県知事等を通じて依頼する定めとなっており、大規模災害時には自衛隊、自治体、電力会社が相互に連携して早期復旧を目指すこととしている。

【事例共有の場での議論概要】（2020 年 11 月 30 日 電気事業連合会および一般送配電事業者）

- ・（特記なし）

【今後の展開等】

- ・非常災害時は、都道府県知事から自衛隊へ災害派遣を要請していただくことを基本とするも、平時から定例的な会議による意見交換や訓練を行うなど、自衛隊との連携強化を図る。

事例（８）沖縄電力株式会社

２０２０年台風１０号襲来時における自衛隊との連携

【概要】

- ・2013年に陸上自衛隊第15旅団と災害時における連携に関する協定を締結済。2020年台風10号襲来時には、沖縄県北大東島の停電復旧のため、県知事からの災害派遣要請に基づき、自衛隊へリ1機で、復旧応援要員や工具類を輸送。
- ・復旧応援要員を追加派遣できたことで、早期復旧が可能となった。

【出典】

- ・沖縄電力株式会社 社内報 2020年10月号

【当該事例について】

- ・当社が、自衛隊に対して資機材や人員の輸送を依頼する場合には、自衛隊法に基づき災害派遣要請元である県知事等を通じて依頼する定めとなっており、大規模災害時には自衛隊、自治体、電力会社が相互に連携して早期復旧を目指すこととしている。

【事例共有の場での議論概要】（2020年11月30日 電気事業連合会および一般送配電事業者）

- ・（特記なし）

【今後の展開等】

- ・非常災害時は、都道府県知事から自衛隊へ災害派遣を要請していただくことを基本とするも、平時から定例的な会議による意見交換や訓練を行うなど、自衛隊との連携を継続する。

**事例（９）北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社
海上自衛隊大湊地方総監部との連携**

【概要】

- ・ 2019年11月に海上自衛隊大湊地方総監部と災害時の相互連携に関する協定を締結。
- ・ 2021年2月、本協定に基づき復旧車両の輸送に関する訓練を実施した。
- ・ 本訓練では、海上自衛隊の輸送艦による復旧車両の海上輸送を想定し、実際に輸送艦の昇降機を活用し、当社復旧車両の昇降・搭載、作業に係る手順等を確認した。

【出典】

北海道電力株式会社プレスリリース

「災害時における相互協力に向けた協定の締結について」（2019年11月1日）

【当該事例について】

- ・ 本訓練は、協定に定められた内容を災害発生時に円滑に行い得ることを確認するため、原則として年1回以上実施することとしている。

【事例共有の場での議論概要】（2021年5月26日、送配電網協議会、一般送配電事業者および電気事業連合会）

- ・ 2018年のブラックアウトの際、各社からの応援を民間の輸送で調整したが大変苦労したため、東北地方のむつ市にある大湊地方総監部と協定を締結した経緯がある。今回実際に釧路で電源車の輸送訓練を実施したこと等が共有された。
- ・ 電源車用の燃料についても、安定供給に資する輸送として対応いただけることになる。

【今後の展開等】

- ・ 災害時の迅速かつ円滑な対応に向けて、引き続き、定期的な訓練や意見交換を実施する。



海上自衛隊輸送艦による復旧車両等の輸送

**事例（１０）関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社
陸上自衛隊中部方面隊との連携**

【概要】

- ・ 2014 年に陸上自衛隊中部方面隊と関西電力株式会社との間で災害発生時の相互連携に関する協定を締結済み。
- ・ 2021 年 3 月 18 日、本協定に基づく連携訓練を実施した。
- ・ 本訓練では、大規模地震発生による孤立地域の設備復旧を想定して、陸上自衛隊のヘリによる資機材・車両・作業員の空輸を実施し、手順・ポイントを確認した。

【出典】

- ・ 関西電力株式会社プレスリリース
「災害時の相互協力に向けた協定を締結いたしました」（2014 年 3 月 6 日）

【当該事例について】（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

- ・ 協定に定められた内容を災害発生時に円滑に行い得ることを確認するため、原則として年 1 回以上、各種連携訓練を実施することとしている。

【事例共有の場での議論概要】（2021 年 5 月 26 日、送配電網協議会、一般送配電事業者および電気事業連合会）

- ・ 陸上自衛隊との連携の有効性を高める訓練の重要性をあらためて確認した。

【今後の展開等】

- ・ 今後も引続き、平時から協定に基づく定期的な訓練や会議での意見交換を通して、自衛隊との連携強化を図る。



陸上自衛隊ヘリによる資機材・車両・人員の空輸

3 通信事業者との連携

事例（１）東京電力ホールディングス株式会社
通信事業会社（NTT ドコモ，KDDI）との連携協定締結

【概要】

a. 締結の背景

昨年の台風 15 号による停電復旧の際，携帯電話基地局のサービス停止により現地復旧作業員の通信手段および，スマートメーターによる低圧お客さま停電状況の把握に影響が出たため，災害発生時の相互協力について協定を締結した。

b. 締結内容

○通信事業会社→東京電力グループ

- ・通信事業会社が所有している携帯電話不感エリア情報などに関するデータの提供
- ・上記データに関する問い合わせへの対応

○東京電力グループ→通信事業会社

- ・停電情報などに関するデータの提供
- ・上記データに関する問い合わせへの対応

○相互協力

- ・平時において定期的な意見交換・情報交換，防災訓練の視察などについて協議し実施
- ・非常災害時の円滑な連絡体制を確立するために相互の連絡窓口を確認

【出典】

- ・2020 年 6 月 16 日経済産業省電力安全小委員会合同電力レジリエンスワーキンググループ（第 11 回）開催資料 4 東京電力 HD, 東京電力 PG 資料（2019 年台風 15 号対応を踏まえた今夏までの検討すべき課題の対応状況）一部抜粋・・・【別紙 9】

【当該事例について】（東京電力パワーグリッド株式会社）

- ・当社配電復旧支援ツールは社給 iPhone（キャリア KDDI）から報告されるため、参考情報として KDDI 不感エリアデータを見える化システムへ連携させ、地図上で通信使用可能エリアの確認を可能とした
- ・当社の携帯方式スマートメーターは NTT ドコモ回線を使用しているため、通信不能スマートメーターデータから NTT ドコモ停波の影響を排除することで、低圧お客さま停電情報の精度を向上させた

【事例共有の場での議論概要】（2020 年 11 月 30 日 電気事業連合会および一般送配電事業者）

- ・現場と基地をキャリア通信で繋ぐ配電復旧を支援するシステムやスマートメータの導入が各社で進むなか、一般送配電事業者が携帯電話の不感エリア情報等に関するデータを通信事業者から受領し活用することは被災電力設備の早期復旧に有効である。
- ・また、災害時の通信事業者との相互協力について、平時からの意見交換や訓練実施などを行うことの重要性をあらためて確認した。

【今後の展開等】

- ・引き続き、協定に基づく意見交換や訓練を行う等、連携強化を図る。

事例（２）北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社
通信事業者との北陸地方連絡会による連携

【概要】

- ・ 2020 年 8 月 20 日に北陸総合通信局および通信事業者※と北陸電力送配電株式会社が災害に対する復旧・支援体制等に関する情報共有や意見交換を実施。

※通信事業者：西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)

（主な内容）

- （１） 災害時における通信サービスの確保に関する連絡会（中央）等の情報共有
- （２） 北陸地域で災害が発生した場合の復旧策・地域に対する支援策等の情報共有
- （３） 大規模災害発生時の県外支援体制における新型コロナウイルスの PCR 検査受診に関する意見交換
- （４） その他

【出典】

- ・（特記なし）

【当該事例について】

- ・ 2019 年 5 月に北陸総合通信局と通信事業者による「災害時における通信サービス確保に関する地方連絡会」に参加し、北陸総合通信局の主な災害支援施策等の情報共有や通信事業者と北陸電力株式会社との連携・協力体制について意見交換を実施。
- ・ 電力からHPやアプリ等での情報発信，災害時の問合せ体制（コールセンター増強，HP 問合せフォーム）を紹介し，通信事業者自らで入手できる停電情報を案内。

【事例共有の場での議論概要】（2020 年 11 月 30 日 電気事業連合会および一般送配電事業者）

- ・ 関東総合通信局や中部総合通信局など各地方においても、災害の早期復旧やお客さまへの情報発信に有効な一般送配電事業者と通信事業者との連携が進められていることを確認した。

【今後の展開等】

- ・ 今後は、総務省・経済産業省間の「大規模災害時における社会機能の維持に必要な電力と通信の適切な確保に向けた申合せ」および「同申合せの運用に関するガイドライン」に基づき、北陸産業保安監督署も含め定期的な会議の開催に向け調整する。

**事例（３）中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社
長野県と東日本電信電話株式会社の三者による相互連携に関する協定**

【概要】

a. 目的

- ・地震、風水害および雪害等による災害が発生し、または発生が予想される場合、長野県、東日本電信電話および中部電力パワーグリッドが相互に連携し、かつ的確に対応することにより、県民生活の早期復旧に資する。

b. 災害時の連携内容

- ・連絡体制の確立、県管理道路上の支障物（電力・通信設備）除去の連携、電力・通信復旧のための道路啓開の要請、電源車配置先の協議、復旧作業のための活動拠点の提供、県民への停電情報・復旧見通しの発信

c. 平時の連携内容

- ・優先復旧施設の情報共有、事前対策（事前伐採）の実施、訓練への積極的な協力

【出典】

- ・中部電力パワーグリッド株式会社 プレスリリース「長野県と中部電力パワーグリッド株式会社、東日本電信電話株式会社の三者による『災害時における相互連携に関する協定』の締結について」（2020年6月30日）

【当該事例について】（中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社）

- ・他県でも同様に大規模災害時の包括的な連携に関する協定の締結について、現在協議を進めているが、当該事例は、通信事業者も含めた三者による相互連携により、電力と通信の双方の設備の早期復旧を目指している。

【事例共有の場での議論概要】（2021年5月26日、送配電網協議会、一般送配電事業者および電気事業連合会）

【事例共有の場での議論概要】（2021年5月26日、送配電網協議会、一般送配電事業者および電気事業連合会）

- ・中部電力と長野県と東日本電信電話の3者での協定締結について良好事例として共有され、具体的な協定内容や対応状況等を確認した。

【今後の展開等】

- ・地方自治体（都道府県等）との連携に加え、通信事業者との連携も図り、非常災害時における三者の連絡窓口の構築・確認を実施するとともに、役割の明確化等を行う。

事例（４）沖縄電力株式会社

「通信事業者及び電力会社の大規模災害時の対応に係る打合会」による連携

【概要】

- ・大規模災害時の対応に係る共通の現状認識や提供できる情報、さらに課題や対応策等を整理することを目的に、2021年1月20日に沖縄総合通信事務所および通信事業者*と沖縄電力株式会社にて「通信事業者および電力会社の大規模災害時の対応に係る打合会」を開催し、情報共有や意見交換を実施。

*通信事業者：西日本電信電話(株)、KDD I (株)、沖縄通信ネットワーク(株)、(株)NTTドコモ、沖縄セルラー電話(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)

【出典】

- ・（特記なし）

【当該事例について】（沖縄電力）

- ・大規模災害における、電力の復旧手順および、通信機器を活用する現場情報の収集システム等を紹介し電力復旧作業に関する通信の重要性について情報提供を行った。
- ・電力からHPでの停電情報発信を紹介し、通信事業者自らで入手できる停電情報を案内。
- ・災害担当部署の連絡先を交換し、情報連携体制を構築した。

【事例共有の場での議論概要】（2021年5月26日、送配電網協議会、一般送配電事業者および電気事業連合会）

- ・通信事業者との連携は電力早期復旧に活用するシステムの稼働や防災訓練等において欠かせないため、個社毎の連携は鋭意進められているが、複数の通信事業者と一同会して打合せすることの有効性への期待から、実施ポイントや打合せ内容について意見交換した。

【今後の展開等】

- ・今後も継続して打合会に参加し、大規模災害時の対応について更なる連携強化に努める。

事例（５）北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社
大規模自然災害時の通信サービス確保のための連携訓練（電力供給との連携）

【概要】

a. 目的

総務省が主催する「大規模自然災害時の通信サービス確保のための連携訓練（テーマ：電力供給との連携）」に参加し、大規模自然災害において、通信サービスを迅速に復旧させるための初動対応や停電により機能停止した通信設備の電力復旧等に係る総務省、自治体及び通信事業者等との連携について確認。

b. 訓練の概要

- ・ 日 時：令和 3 年 2 月 12 日 13：00～17：15
- ・ 場 所：能美市役所（石川県能美市）
- ・ 参加者：北陸総合通信局、通信事業者（NTT 西日本・NTT ドコモ・KDDI・ソフトバンク・楽天モバイル）
石川県、能美市、金沢地方気象台、北陸電力、北陸電力送配電
- ・ オブザーバー：総務省（本省）、経産省（中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署）
- ・ 有識者：金沢大学理工研究域地球社会基盤学系（地震工学）教授
- ・ 内 容：以下の会議を通じて、通信サービスの被害情報の収集・把握・共有等を行い、
早期に復旧させるための電力供給等に関する課題の特定・対策の検討を討議
場面 1：能美市災害対策本部会議
場面 2：通信関係連絡・調整会議（情報共有・課題特定）
場面 3：通信関係連絡・調整会議＜討議＞（対策の検討・各機関との調整）

【出典】

- ・ 総務省ホームページ：報道資料＞報道資料一覧（2021 年 2 月）
2021 年 2 月 5 日「大規模自然災害時の通信サービス確保のための連携訓練」の実施
- ・ 北陸総合通信局ホームページ：報道資料＞報道資料一覧（2021 年 2 月）
2021 年 2 月 5 日「大規模自然災害時の通信サービス確保のための連携訓練」の実施

【当該事例について】

- ・（特記なし）

【事例共有の場での議論概要】（2021 年 5 月 26 日、送配電網協議会、一般送配電事業者および電気事業連合会）

- ・ 昨年 3 月の検証チームの取り纏め、総務省通信分野の 3 つの課題テーマ（燃料供給、倒木処理、電力供給）での各連携訓練の対応状況について共有された。
- ・ 今回は「電力供給との連携」の訓練を通じて、通信事業者との情報共有や課題対策の検討、連携方法の在り方等について確認した。

【今後の展開等】

- ・ 今後も国や自治体等主催の連携訓練や意見交換等を通じて、平時から通信事業者との連携強化を図る。

**事例（6）関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社
通信事業者等との合同訓練**

【概要】

- ・2020年11月18日、NTT西日本・NTTドコモグループ主催の合同防災訓練において、陸上自衛隊、関西広域連合とともに復旧活動訓練を実施した。
- ・本訓練では、大型台風直撃を想定し、ドローンによる被災状況の確認、道路上の障害物除去（自治体）、電力・通信設備復旧といった一連の復旧作業について訓練を行い、各機関の相互連携を確認した。

【出典】

- ・（特記なし）

【当該事例について】（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

- ・（特記なし）

【事例共有の場での議論概要】（2021年5月26日、送配電網協議会、一般送配電事業者および電気事業連合会）

- ・一連の合同復旧作業の内容に関して意見交換し、訓練の重要性を確認した。

【今後の展開等】

- ・今後も引き続き、訓練や会議での意見交換を通して、通信事業者や関係機関との連携強化を図る。



ドローンによる被災状況の確認



電力設備復旧

4 復旧工事に係る施工者との連携

事例（1）沖縄電力株式会社

沖縄県電気工事業工業組合、（一財）沖縄電気保安協会との災害復旧に関する協定

【概要】

a. 目的

- ・台風、地震、雷害等の災害により、沖縄電力の配電設備に重大な被害が発生した場合、その復旧業務の一部を沖縄県電気工事業工業組合および（一財）沖縄電気保安協会へ委任し、配電設備の早期復旧を目指す。

b. 業務内容

① 配電線路巡視補助業務

- ・車両運転、照明器の照射、歩行者等の安全誘導 等

② 現場確認業務

- ・停電受付を行ったお客さまのもとへ訪問し停電原因を調査
- ・調査結果のお客さまへの説明

③ 簡易な仮処置業務（低圧以下）

- ・垂れ下がった電線の仮固定、充電部が露出していた際の絶縁処理（テープ巻き）
- ・傾斜した電力量計の仮固定

④ 受付事務業務

- ・現場確認業務の手配、現場確認結果の報告受付 等

【当該事例について】（沖縄電力株式会社）

- ・沖縄電気工事業工業組合および（一財）沖縄電気保安協会の協力を得ることで、限られた要員の中で効率的な復旧作業体制を構築することができており、早期復旧の一助となっている。

【出典】

- ・災害復旧業務に関する協定書

【事例共有の場での議論概要】（2020年6月5日 電気事業連合会および一般送配電事業者）

- ・（特記なし）

【今後の展開等】

- ・復旧工事に係る施工者との非常災害時の連携については、既存の契約や協定等を充実する方向で協議を進める。なお、協議にあたっては、対応事項や対応範囲の明確化を行う。

5 電気事業者との連携

事例（1） 北海道電力株式会社、中部電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社
青森カダルコンタクトセンターの開設

【概要】

- ・ 停電や電柱・電線等の送配電設備に係る電話問い合わせに対応する業務の一部を4社で共同して実施する「青森カダルコンタクトセンター（For 北海道電力・中部電力・関西電力・中国電力）」を開設。
- ・ 各社のサービスエリアにおいて、広域停電等により入電量が増加した場合や、自社エリアが被災した場合、相互応援を行う。

【出典】

- ・ 北海道電力株式会社、中部電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社 プレスリリース「『青森カダルコンタクトセンター（For 北海道電力・中部電力・関西電力・中国電力）』の開設について」（2019年8月23日）

【当該事例について】（北海道電力株式会社、中部電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社）

- ・ 2020年1月より、中部電力と関西電力が先行して共同運営を開始し、北海道電力および中国電力は、同年6月から参画。

【事例共有の場での議論概要】（2020年6月5日 電気事業連合会および一般送配電事業者）

- ・ （特記なし）

【今後の展開等】

- ・ 今後も引き続き、電気事業者間の連携を含めた更なるコールセンターの強化を行うとともに、チャットシステムや自動音声応答システム等、コールセンターひっ迫時の改善を図る。

事例（２） 北海道電力 NW、東北電力 NW、東京電力 PG、中部電力 PG、北陸電力送配電、関西電力送配電、中国電力 NW、四国電力送配電、九州電力送配電、沖縄電力
チャット問合せ対応する共通システムの導入と、問い合わせに対応する共同センターの開設。

【概要】

- ・送配電設備に係るチャット問合せに対して、各社共通のシステムを導入し、シナリオ型チャットボットにより自動で対応する。自動対応ができない問合せ等については共同センターのオペレータがチャットで対応する。
- ・地震や台風等による大規模停電が発生し、特定のサービスエリアにおいて、広域停電等によるチャット問合せ量が増加した場合には、オペレータはそのエリアの問合せ対応を優先し、お客さまに対し災害時でも「つながる」安心をお届けする。・・・【別紙 10】

【出典】

- ・北海道電力 NW、東北電力 NW、東京電力 PG、中部電力 PG、北陸電力送配電、関西電力送配電、中国電力 NW、四国電力送配電、九州電力送配電 プレスリリース
『一般送配電事業会社 9 社によるチャット受付対応の連携について』（2020. 8. 31）
- ・北海道電力 NW、東北電力 NW、東京電力 PG、中部電力 PG、北陸電力送配電、関西電力送配電、中国電力 NW、四国電力送配電、九州電力送配電、沖縄電力 プレスリリース
『一般送配電事業会社 10 社によるチャット受付対応の連携について』（2021. 5. 31）

【当該事例について】

- ・北海道電力 NW、東京電力 PG、中部電力 PG、関西電力送配電、九州電力送配電の 5 社は、2020 年 9 月 1 日の開所日同日に当センターでの連携を開始し、他の 5 社については 2021 年 6 月 4 日からの参画。

【事例共有の場での議論概要】（2020 年 7 月 9 日、11 月 30 日、2021 年 5 月 26 日送配電網協議会、一般送配電事業者および電気事業連合会）

- ・一般送配電事業会社 10 社によるチャット受付対応等の連携の効果、10 社でのプレスリリースについて確認した。

【今後の展開等】

- ・今後も引き続き、電気事業者間の連携を深め共同でお客さま対応力の強化（例：自動対応（シナリオトーク）の改善等のデジタル化施策）を図る。

**事例（３）北海道電力 NW、東京電力 PG、中部電力 PG、関西電力送配電
広域停電発生時の電話対応要員の相互応援**

【概要】

- ・各社のサービスエリアにおいて、広域停電等により入電量が増加した場合や、自社エリアが被災した場合、当該エリアを受け持つ送配電事業会社の受付対応拠点に対し電話対応要員の応援を行う。

【当該事例について】

- ・2020 年より札幌エリアの受付拠点（北海道電力 NW、中部電力 PG、関西電力送配電と東京電力 PG）と関東エリアの受付拠点（中部電力 PG と東京電力 PG）において連携を開始。

【事例共有の場での議論概要】（2020 年 11 月 30 日 電気事業連合会および一般送配電事業者）

- ・（特記なし）

【今後の展開等】

- ・今後も引き続き、電気事業者間の連携を深め共同でお客さま対応力の強化（例：自動対応（シナリオトーク）の改善等のデジタル化施策）を図る。

6 その他の関係機関との連携

事例（１） 北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社 地元ラジオ局との連携

【概要】

- ・北陸地方のラジオ局（AM・FM全6局）と、災害時の情報発信に関する確認書を取り交わし、北陸電力株式会社・北陸電力送配電株式会社からの連絡で注意喚起CMへの差し替えを実施。
- ・上記に加え、災害により被害を受けたエリアのコミュニティラジオ局と連携し、停電被害状況等の発信を依頼。

【出典】

- ・北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社「地元ラジオ局との連携」…【別紙11】

【当該事例について】（北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社）

- ・（特記なし）

【事例共有の場での議論概要】（2020年6月5日 電気事業連合会および一般送配電事業者）

- ・（特記なし）

【今後の展開等】

- ・インターネットを使うことができないお客さまに対しても、停電情報、復旧見込み等の周知を徹底するため、引き続きラジオ局との連携を強化する。なお、連携強化にあたっては、日頃から機会を捉えて非常災害時の連携についてお願いをしていくことに加え、情報発信訓練を実施する等、災害に対する意識付け強化とともに円滑な連携体制の構築を図る。

事例（２） 四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社
西日本高速道路株式会社との災害時の相互連携に向けた協定

【概要】

a. 目的

- ・災害発生時における迅速な被災地復旧活動の展開

b. 取り組み内容

① 災害時

（ア） 西日本高速道路株式会社から四国電力株式会社（四国電力送配電株式会社を含む）への協力

- ・緊急車両等の優先通行や緊急開口部の活用に関する便宜提供
- ・災害時の活動拠点となるサービスエリア等スペースの提供

（イ） 四国電力株式会社（四国電力送配電株式会社を含む）から西日本高速道路株式会社への協力

- ・電力施設等の被害状況および停電・復旧状況に関する情報提供
- ・緊急車両等が移動の際に発見した高速道路の被害状況等の提供

② 平常時

- ・連絡会議および連携訓練等の実施による関係構築と災害対応力強化

【出典】

- ・四国電力株式会社 プレスリリース「災害時の相互連携に向けた協定の締結について」（2018年6月22日）

【当該事例について】（四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社）

- ・平成30年7月豪雨災害において、本協定に基づく緊急車両等の優先通行を実施し、復旧作業が円滑に進んだ実績がある。

【事例共有の場での議論概要】（2020年6月5日 電気事業連合会および一般送配電事業者）

- ・（特記なし）

【今後の展開等】

- ・非常災害時の復旧作業の円滑化等を実現するため、引き続き道路関係機関との連絡窓口の確認や協定の締結等を進める。また、定期的に意見交換や訓練等を実施し、継続して非常災害時の連絡体制を維持できる仕組みの構築を図る。

**事例（３）中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社
地元コミュニティ FM 放送局との連携**

【概要】

- ・中部エリア 5 県内のコミュニティ FM 放送局（31 局）と、「大規模停電時における情報発信に関する協定書」を締結。
- ・大規模停電が発生し、または発生する恐れのある場合に、中部電力株式会社・中部電力パワーグリッド株式会社からの要請に基づいて、停電に関する情報を放送することにより、地域住民の安全・安心の確保および秩序の維持に寄与。
- ・コミュニティ FM 放送局（31 局）の内訳
愛知県：10 局、静岡県：5 局（県東部地域の局は除く）、三重県：4 局、岐阜県：4 局、長野県：8 局

【出典】

- ・第 8 回電力レジリエンスワーキンググループ 資料 3 「台風 19 号に伴う停電復旧対応の振り返り」（2019 年 11 月 19 日）

【当該事例について】（中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社）

- ・2019 年台風 19 号の際には、長野県内を中心に 200 回超の放送を行い、エリア毎の被害状況、お客さまへの注意喚起、低圧停電や浸水家屋の通電立会に関するお願い事項などの放送を実施。

【事例共有の場での議論概要】（2020 年 11 月 30 日 電気事業連合会および一般送配電事業者）

- ・（特記なし）

【今後の展開等】

- ・インターネットを使うことができないお客さまに対しても、停電情報、復旧見込み等の周知を徹底するため、引き続きコミュニティ FM 放送局との連携を強化する。

事例（４）関西電力送配電株式会社
株式会社オークワとの災害時における相互支援に関する協定

【概要】

- ・全電力大でそれぞれにイオングループと協定を締結しており、関西電力(株)も2019年2月にイオン(株)と連携協定を締結し、大規模災害時における受け入れ拠点・復旧拠点の拡充に努めているが、災害時に大きな被害が出やすい和歌山県での復旧活動を強化するため、株式会社オークワとの災害時における相互支援に関する協定を締結した。
- ・大規模災害が発生した際に両社が協力して被災者支援にあたることを定め、相互の密接な連携により、他地域からの災害復旧要員の受け入れを円滑に行うことで後方支援体制の強化を図り、迅速な電力復旧に努める。

a. 平時の取組み

- ・意見交換等を通じた「顔の見える関係」の構築
- ・地震や豪雨など、大規模災害を想定した定期的な訓練。

b. 災害発生時の取組み

- ・復旧拠点設営用のスペースの貸与、および支援物資の提供

【出典】

- ・関西電力送配電株式会社 プレスリリース オークワと関西電力送配電による「災害時における相互支援に関する協定」の締結について（2020年6月19日）

【当該事例について】（関西電力送配電株式会社）

- ・（特記なし）

【事例共有の場での議論概要】（2020年11月30日 電気事業連合会および一般送配電事業者）

- ・全国展開の大手大規模店との協定に加え、各地域の実情に併せて、地域の有力店との連携を強化することは災害早期復旧に有効である。

【今後の展開等】

- ・非常災害時における復旧拠点については、公表される被害想定や社内訓練によるシュミレーション等も踏まえて活用性を評価し、必要に応じて協定先の追加要否を検討していく。

事例（５）四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社
災害時における第六管区海上保安本部との協力協定締結について

【概要】

a. 目的

- ・ 第六管区海上保安本部及び四国電力株式会社（四国電力送配電株式会社を含む）が、災害時に迅速かつ円滑に災害対応を実施するため、相互協力することを目的とする。

b. 取り組み内容

① 連絡体制の確立と被害情報の共有

第六管区海上保安本部の管轄区域での災害発生時、または災害の発生が予想される場合、相互協力を迅速かつ円滑にするため、連絡体制を構築し、必要な被害情報を共有

② 相互協力内容

（ア）第六管区海上保安本部による四国電力株式会社（四国電力送配電株式会社を含む）への協力

- ・ 災害復旧に必要となる人員および資機材の搬送

（イ）四国電力株式会社（四国電力送配電株式会社を含む）による第六管区海上保安本部への協力

- ・ 災害対応に必要な施設および活動拠点等への電力供給
- ・ 災害対応に必要なとなる施設や敷地の提供

【出典】

- ・ 四国電力株式会社 プレスリリース「災害時における第六管区海上保安本部との協力協定締結について」（2020年6月29日）

【当該事例について】（四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社）

- ・ 本協定に基づき、海上保安部巡視艇による島嶼部への復旧要員・資機材等の搬送を実施し、復旧作業が円滑に進んだ実績がある。

（参考）2020年10月 松山海上保安部巡視艇による復旧要員等搬送

2021年2月 宇和島海上保安部巡視艇による復旧要員等搬送

【事例共有の場での議論概要】（2020年11月30日、2021年5月26日送配電網協議会、一般送配電事業者および電気事業連合会）

- ・ 悪天候により波が高く着岸できなかった事例も紹介された。

【今後の展開等】

- ・ 平時における第六管区海上保安本部との定期的な訓練をはじめ双方の緊密な連携を通じて災害対応力の更なる向上を図り、万一の際には、被災地域の迅速な電力復旧に努める。

事例（6）九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社
2020 年台風 10 号襲来時におけるイオン株式会社との連携

【概要】

- ・ 2019 年 12 月、イオン株式会社と災害時における相互支援に関する協定を締結。
2020 年台風 10 号襲来時に、配電復旧拠点としてイオン施設駐車場を借用し、
他電力応援要員の復旧拠点として活用。
（参考）イオン佐賀大和店…東京電力 P G（復旧要員：44 名、高圧発電機車：10 台）
※東北電力 NW（復旧要員：70 名、高圧発電機車：8 台）は到着前に応援要請解除
イオンモール熊本店…関西電力送配電（復旧要員：36 名、高圧発電機車：10 台）
※北海道電力 NW（復旧要員：32 名、高圧発電機車：7 台）は到着前に応援要請解除
イオン鹿児島店…中部電力 P G（復旧要員：104 名、高圧発電機車：10 台）
北陸電力送配電（復旧要員：76 名、高圧発電機車：8 台）

【出典】

- ・ 九州電力株式会社「2019 年 12 月 23 日のプレスリリース」…【別紙 1 2】

【当該事例について】（九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社）

- ・ 2019 年 12 月に締結した協定の概要について
 - （1）イオンと九州電力は、相互の密接な連携・協力により、大規模災害への備えとなる防災力の向上を図り、災害復旧対策を円滑に実施する。
 - （2）地震等による大規模災害が発生した場合、イオンは九州電力からの要請に基づき、災害復旧要員向けの支援物資（食糧、日用品等）の提供および復旧拠点設営用のスペースとして駐車場を貸与する。また、九州電力は自治体からの要請に基づき、自治体が指定するイオンの施設への電力供給を、各設備の被害・復旧状況を勘案し可能な範囲で対応する。
 - （3）両社は相互支援を円滑に実施するため、平常時から相互の連絡体制の交換や必要に応じて訓練を行う。
- ・ 本協定に基づき、令和 2 年 7 月豪雨の際にも、イオン八代店の駐車場を借用し、熊本県南部の復旧拠点として活用した

【事例共有の場での議論概要】（2020 年 11 月 30 日 電気事業連合会および一般送配電事業者）

- ・（特記なし）

【今後の展開等】

- ・ 台風 10 号での対応を踏まえ、更なる円滑な相互協力を行うため、引き続き定期的な意見交換や訓練等を実施する。

事例（7）沖縄電力株式会社
ラジオ局と連携した、台風対策等の呼びかけ

【概要】

- ・2013年にFMよみたと台風等の災害時における停電情報の提供および放送に関する協定を締結済。2020年7月21日（火）協定を締結しているFMよみたんの番組に出演し、当社の台風対策や、事前の台風対策のお願い、ホームページの停電情報地図表示サービスの紹介を行った。

【出典】

- ・沖縄電力株式会社 社内報 2020 年 8 月号

【当該事例について】

- ・当社供給エリアすべてのコミュニティ FM 局（19 局）と協定締結済。

【事例共有の場での議論概要】（2020 年 11 月 30 日 電気事業連合会および一般送配電事業者）

- ・（特記なし）

【今後の展開等】

- ・インターネットを使うことができないお客さまに対しても、停電情報、復旧見込み等の周知を徹底するため、引き続きラジオ局との連携を強化する。なお、平時からの台風対策等の呼びかけについても引き続き連携を行う。

事例（８）四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社
災害時における建設機械等の賃貸借に関する協定

【概要】

- ・ 災害時に大規模な停電が発生した場合において、電力供給設備等を迅速かつ円滑に復旧するため、四国電力株式会社および四国電力送配電株式会社は、日本建設機械レンタル協会四国支部に建設機械等の物品^(※)について賃貸借を要請することができる。
- ・ 日本建設機械レンタル協会四国支部は、要請を受けた場合、業務に支障のない範囲において、優先的かつすみやかに物品の賃貸を行う。

(※) 高所作業車、資機材運搬用トラック、穴掘建柱車、小型クローラー運搬車、小型バックホー、小型自走式クレーン、簡易トイレ、仮設ハウス、発電機、照明機器など

【出典】

- ・ 四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社 プレスリリース「災害時における建設機械等の賃貸借に関する協定締結について」（2021年2月1日）

【当該事例について】（四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社）

- ・ （特記なし）

【事例共有の場での議論概要】（2021年5月26日、送配電網協議会、一般送配電事業者および電気事業連合会）

- ・ 徳島県内の事業場が、徳島県にある建設機械等の商社と「災害時における建設機械等の賃貸借」に関する協議を進める中で、四国全域を対象とする「レンタル協会四国支部」との協定締結に発展した経緯等が共有された。
- ・ 災害時に必要な機材を優先的にレンタルできることの有効性を確認した。

【今後の展開等】

- ・ 引き続き各種災害に備えた対策の検討を進め、防災体制のさらなる充実・強化を図る。

**事例（９）東北電力株式会社、東北電力ネットワーク株式会社
自然災害を想定した東日本高速道路株式会社との連携訓練**

【概要】

- ・ 2020年11月10日に、東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO東日本」という。）との災害時協定に基づいた連携について訓練を実施した。
- ・ 訓練では、一般道路や高速道路ICが大雨による浸水で使用不可能となった場合を想定し、高速道路の緊急開口部を活用した高速道路への流入・流出方法の確認を行い、被災場所への応援隊の移動訓練を実施した。

【出典】

- ・ 東北電力ネットワーク Twitter「NEXCO東日本と連携した訓練」（2020.12.7）

【当該事例について】（東北電力、東北電力ネットワーク）

- ・ NEXCO東日本とは、2019年6月13日に災害発生時における連携協定を締結しており、本協定に基づき、通行止め区間における緊急開口部を活用した電力復旧に必要となる緊急車両の通行について訓練を実施した。

【事例共有の場での議論概要】（2021年5月26日、送配電網協議会、一般送配電事業者および電気事業連合会）

- ・ 訓練時のNEXCO東日本による緊急通行車両の誘導等の状況が共有された。

【今後の展開等】

- ・ 今後も、非常災害時における連携強化を目的に、協力体制を継続していくよう定期的な意見交換や訓練等を実施する。



NEXCO東日本の誘導による高速道路流入



緊急開口部から高速道路への流入状況

事例（10）中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社
災害時における第八管区海上保安本部との協力協定締結について

【概要】

a. 目的

- ・第八管区海上保安本部及び中国電力株式会社（中国電力ネットワーク株式会社を含む）が、災害時に迅速かつ円滑に災害対応を実施するため、相互協力することを目的とする。

b. 協定の内容

① 連絡体制の確立と被害情報の共有

第八管区海上保安本部の管轄区域での災害発生時、または災害の発生が予測される場合、相互協力を迅速かつ円滑にするため、連絡体制を構築し、必要な被害情報を共有

② 相互協力内容

（ア）第八管区海上保安本部による中国電力株式会社（中国電力ネットワーク株式会社を含む）への協力

- ・災害復旧に必要となる人員及び資機材の搬送

（イ）中国電力株式会社（中国電力ネットワーク株式会社を含む）による第八管区海上保安本部への協力

- ・災害対応に必要となる施設及び活動拠点等への電源供給
- ・災害対応に必要となる施設、敷地の提供

【出典】

- ・中国電力株式会社 プレスリリース「災害時における相互協力に関する協定の締結について」（2021年2月9日）

【当該事例について】（中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社）

- ・（特記なし）

【事例共有の場での議論概要】（2021年5月26日、送配電網協議会、一般送配電事業者および電気事業連合会）

- ・島嶼部への復旧要員や資機材の搬送を目的に、昨年1月に第六管区、今回第八管区と協定を締結。同様に海上自衛隊とも協定を締結する等、多くの島嶼部を抱える中国地方における島嶼部全域をほぼカバーする備えが共有され、その他の島嶼部を抱える電力との意見交換を行った。

【今後の展開等】

- ・平時における第八管区海上保安本部との訓練をはじめ双方の緊密な連携を通じて災害対応力の更なる向上を図り、万一の際には、被災地域の迅速な電力復旧に努める。

以 上

連携事例集（案） 平成30年北海道胆振東部地震対応について（概要版）

2020年4月21日

北海道電力株式会社
北海道電力ネットワーク株式会社

目 次

1

1. 北海道胆振東部地震の対応を踏まえたアクションプランの取り組みについて……………	P 2
2. 【振り返り】社内検証委員会における最終報告の主なポイント……………	P 3 ～ 4
3. 【振り返り】アクションプランの実施状況……………	P 5
4. 広域委員会の検証報告を踏まえた「当社の設備対応に関する取り組み」	
(1) ブラックスタートの対策に対する取り組み……………	P 6
(2) 運用上の中長期対策……………	P 7
(3) 設備形成上の中長期対策……………	P 8
5. 地震発生に伴う停電発生時および復旧時の対応に関する取り組み	
(1) 停電発生時の対応……………	P10～11
(2) 関係機関との連携……………	P12～13
(3) 情報発信……………	P14～15
(4) 事故復旧対応……………	P16
6. おわりに	

- 北海道胆振東部地震への対応について検証を取り進め、道内全域停電の再発防止策を検討し、今後の電力安定供給や情報発信・連携に活かしていくため、当社は、2018年10月15日、社長を委員長とする社内検証委員会を設置しました。
- 本委員会では、広域機関の検証委員会や国のレジリエンスWGにおいて示された、大規模停電の再発防止策に対する当社の取り組みと北海道エリアにおける設備形成上の中長期対策について検証を行ったほか、検証テーマである「停電発生時の対応」、「関係機関との連携」、「情報発信」、「事故復旧対応」に関する課題について検証し、具体的な対策を「アクションプラン」として取りまとめました。
- この「アクションプラン」を着実に実行するため、社長、送配電カンパニー社長（現在の北海道電力ネットワーク社長）のほか、社外役員を委員とする「確認委員会」を設置し、四半期毎に進捗状況を確認しています。

2. 【振り返り】 社内検証委員会における最終報告の主なポイント（1）

広域委員会の検証報告を踏まえた当社の取り組み （設備対応、設備運用に関する検証結果）

当面の再発防止策

- 広域委員会において、ブラックアウトに対する当面の再発防止策として示された「緊急時のUFRによる負荷遮断量の追加（+35万kW）」、「京極発電所2台の稼働状態を前提とした苫東厚真発電所3台の運転」など7項目については、当社において全対策について実施済。
- 広域委員会で示された「ブラックスタートに関する対策」については、復旧手順の見直しなど当社において実施していく。

中長期対策

- 広域委員会において示された運用上の対策項目である「UFRの整定の考え方」については、主な取り組みとしてUFR整定の見直しを早期に実施する。
また、「最大規模発電所発電機の運用」については、適宜事前確認を行い、必要な措置を講じる。
等
- 広域委員会で示された設備形成上の対策項目である「北本連系設備の更なる増強案」については、国や広域機関で行われる検討に際して、適宜協力・検討等を行っていく。

2.【振り返り】社内検証委員会における最終報告の主なポイント（2）

情報発信・事故復旧対応など4項目に関する検証結果

停電発生時の対応	○これまでの非常事態対策訓練(台風、暴風雪による停電想定)に加えて、2019年度より、非常事態対策組織のもとでブラックアウトを想定した全体訓練を実施する。 ○仮に、札幌市で直下型地震が発生した場合に、対策本部を本店に設置できるかという観点から、石狩低地東縁断層帯地震などに対応した事業継続計画を検討する。等	関係機関との連携	○ブラックアウトが発生していることについて北海道・自治体への正式連絡が遅れたことから、情報提供に関する基準を見直すなど、連絡体制を強化する。 ○即応性を求められる情報を発信できるよう、情報発信に関する対策本部の運営を見直す。 ○土砂崩れ箇所への立ち入りを進めていくため、北海道開発局との情報連携に関する体制を強化する。等
情報発信	○道内全域停電時にお客さまからホームページへのアクセスが集中し、つながりにくい状況が続いたことから、社外クラウドサービスを基本としたシステム構成へ移行し、アクセス集中に対応できるように変更した。 ○道内全域停電でも集計処理が可能となるよう、停電情報システムプログラムを改修した。 ○大規模停電時における情報の受け手のニーズを把握したうえで、情報発信の内容を改めて整理し、発信していく。 ○大規模停電時において、道内滞在の外国人に向け英語・中国語などによる発信を行う。等	事故復旧対応	○電力各社からの応援車両（移動発電機車など）の迅速な受け入れが可能な体制を整備する。 ○当社から他電力へ迅速な応援派遣ができるよう準備体制を整理する。 ○道路が寸断された場合に設備被害状況を早期に確認するため、ヘリコプターやドローンを活用する。 ○長時間復旧作業や広域応援に対する後方支援の拡充に向け、関係機関と防災協定を締結する。等

「電力レジリエンスワーキンググループ」の中間取りまとめと当社の取り組み

- 当社の取り組みが、国の「電力レジリエンスワーキンググループ」の中間取りまとめで提示された対策のうち、停電被害・リスクの最小化（減災対策）と比較して、齟齬がないこと、また抜け落ちたものがないことを確認した。

3.【振り返り】アクションプランの実施状況

■電力広域的運営推進機関の検証報告を踏まえた「当社の設備対策に関する取り組み」に係るアクションプラン実施概要

- 電力広域的運営推進機関の検証報告により示された「ブラックスタートの今後講じるべき対策」「運用上・設備形成上の中長期対策」の項目に加え、その他設備に対する当社の取組みなど全4項目（21対策）のうち、20対策の完了を第5回確認委員会（4/21）までに確認した。
- 残り1対策「苫東厚真発電所の設備対策」の取組み状況については、計画どおり進捗していることを確認した。

■地震発生に伴う停電発生時の対応および復旧時の対応に関するアクションプラン実施状況の概要

- 地震発生に伴う停電発生時および復旧時の対応に係るアクションプラン全25項目（77対策）のうち、75対策の完了を第5回確認委員会（4/21）までに確認した。
- 残る2対策「社外コールセンターの体制構築」および「ISUT情報共有サイトの活用」の取組み状況については、計画どおり進捗していることを確認した。

～ブラックアウトを極力回避するための設備対策およびブラックスタート対策を実施～

(1) ブラックスタートの対策に対する取り組み

■ 新北本連系設備のブラックスタート機能等を反映した復旧手順による研修・訓練
中央給電指令所と各系統制御所の合同による研修および訓練を実施しました。



【中央給電指令所と各系統制御所の合同による研修の状況（2020年1月30、31日実施）】



【中央給電指令所と各系統制御所による合同訓練（2020年2月21日実施）】

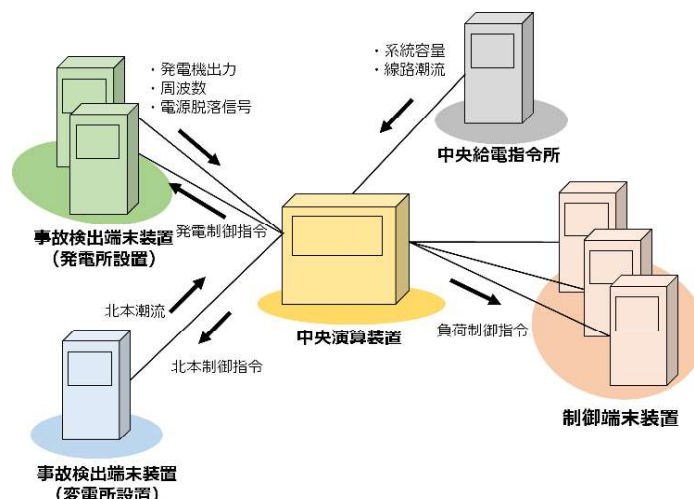
(2) 運用上の中長期対策

■ 運用上の中長期対策に対する取り組み（泊発電所再稼動後の対策）

地震による発電機脱落に伴い周波数異常低下が発生したことから、発電機脱落を検出し高速に負荷遮断を実施することで速やかに周波数を回復できる系統安定化装置を導入することとしました。

【系統安定化装置の概要】

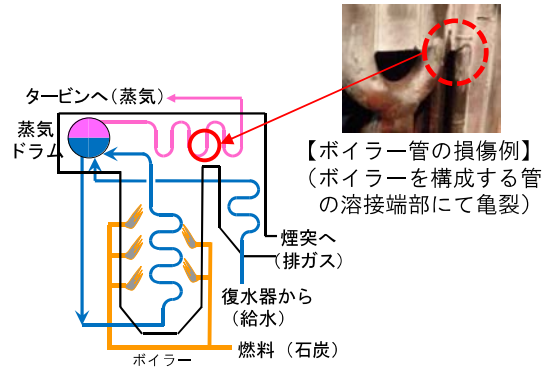
発電機が脱落または送電線事故が発生した場合、脱落した電力量を事故検出端末装置（図の緑色の装置）により検出し、その情報を中央演算装置（図の黄色の装置）に転送。この装置で必要な負荷遮断量を演算した後、そのデータを変電所に設置した制御端末装置（図の赤色の装置）へ高速通信にて転送し負荷遮断を実施する装置。UFRと比較して早く動作できることから、周波数低下が抑制され、お客さまの負荷遮断量が必要最小限となり、お客さまへの影響を低減できる他、再エネ大量連系など将来の電源や系統構成の変更にも柔軟に対応できる。



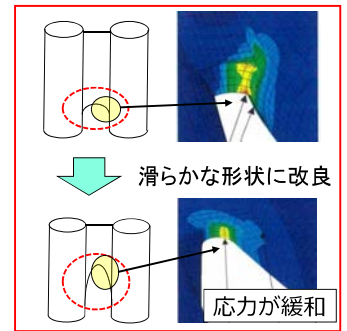
(3) 設備形成上の中長期対策

■発電設備に対する取り組み

地震によりボイラー管が損傷し、発電設備の復旧に数週間要したことから、ボイラー管構造をより滑らかな形状に改良（耐力向上）する対策等を順次実施しています。



【対策例】



■送電設備に対する取り組み

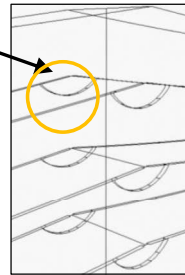
地震後、送電線4回線が同時にショートし、道東方面の水力発電の停止に繋がったことから、数値解析により地震で電線(ジャンパ線)が跳ね上がり鉄塔に触れたと想定し、電線(ジャンパ線)の触れや跳ね上がりを防止するため固定装置を設置しました。

275kV狩勝幹線の事故箇所写真

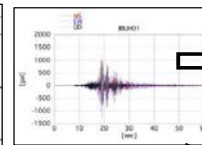


<鉄塔・ジャンパをモデル化し、地震波を用いて数値解析を実施>

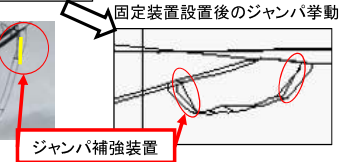
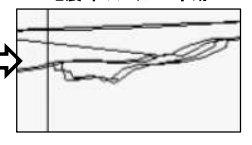
鉄塔・ジャンパのモデル化



地震波の一例



地震時のジャンパ挙動



(余白)

～復旧活動体制を強化し、お客さまへの迅速な情報提供を実施～

(1) 停電発生時の対応

■災害発生時の対応強化

災害発生時の速やかな初動対応に向け、新たに「初動対応者」を選任し、迅速に事務局を立ち上げる体制を構築しました。また、お客さまへの迅速な情報提供を目的に情報発信に関する本部運営を見直しました。

■ブラックアウトを想定した情報伝達訓練および総合訓練の実施

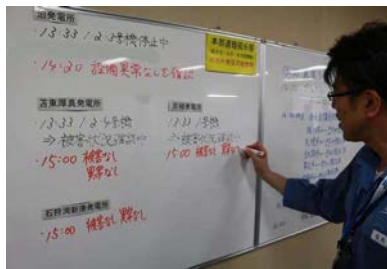
ブラックアウト発生時の停電復旧過程における復電情報等の社内共有・迅速な情報発信を目的とした情報伝達訓練を実施しました。また、総合訓練では、非常用電源の起動失敗により初動30分間が全館停電という過酷な条件を想定しました。

【情報伝達訓練】

現場からの設備被害状況の把握からお客さまへの情報発信における流れを確認



(TV会議による本部→支部間の情報共有)



(本部速報掲示板へ掲示された情報をSNSにより発信)



【情報伝達訓練の状況（2019年7月10日実施）】

【総合訓練】

非常用発電機の停止、外線電話の遮断等、過酷条件を設定



(社内ツール回線による本部→支部間の情報共有)



(本部速報掲示板へ掲示された情報をスマートフォンを利用してSNSにより発信)



【総合訓練の状況（2019年11月11日実施）】

■災害対策本部の機能強化

早期に設備被害状況を把握することを目的に、ドローンによる映像やスマホアプリによる画像をリアルタイムに伝送できるよう本部機能を強化しました。

【災害現場】

リアルタイム
動画配信

リアルタイム
情報共有アプリ画像



ドローン



スマートフォン

【本部対策会議】



【アプリ活用による画像伝送】



【ドローンからの映像伝送】



～災害時の早期復旧を円滑に行うため、関係機関と連携のうえ体制を構築～

(2) 関係機関との連携

■北海道・振興局・自治体との連絡体制の確立および相互連携

北海道・振興局・自治体との連絡体制を確立するとともに、毎年4月に双方の連絡体制を確認。また、従来からの緊急電話に加え、管理職によるホットラインを新設し、災害時の緊急連絡体制を強化した。
(現在、北海道および179自治体中103自治体とホットラインを確保)

■道路管理者との連絡体制の確立および相互連携

北海道開発局、各自治体など道路管理者と早期復旧を目的とした道路啓開の情報収集や厳寒期優先除雪を円滑に行うため、毎年4月および11月に連絡体制を確認。また、災害時の相互連携に向けて、災害対応の課題やニーズの把握などを目的とした意見交換を原則、年1回実施している。



【自衛隊と協力し復旧作業を実施・道路啓開箇所での復旧作業（北海道胆振東部地震）】

■協力体制の強化

災害時には北海道電力（株）および北海道電力ネットワーク（株）が相互協力により一体となって災害対策活動を迅速かつ円滑に行います。また、電力の安定供給や早期復旧を目的に、道内企業や自衛隊等と災害に備えた防災協定を締結しました。引き続き、関係機関との協力体制を強化します。



■平時および緊急時における連携

行政、社外関係機関等と連携し、相互協力を円滑に行うため連絡体制の共有や意見交換会訓練の実施等、平時から顔の見える関係を構築しました。



【イオン(株)との避難所設置訓練】



【北海道エネルギー(株)との給油接続訓練】



【陸上自衛隊との意見交換会】

～災害時に多くのお客さまからのお問合せに対応できる体制を構築～

(3) 情報発信

■ 社外コールセンターの設置

中部電力、関西電力および中国電力と共同して、「青森カダルコンタクトセンター」を青森県青森市内に開設し、当社は2020年6月から運用を開始。停電等により入電量が増加した場合等、他電力会社と相互応援を行う体制を構築しました。

<通常時の運用>

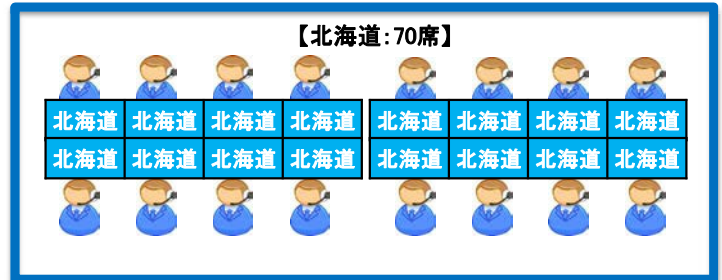
- ・各電力会社は青森拠点を含め複数拠点で受電業務を実施している。
- ・青森拠点においては、**4社が同一フロアで運用しており、通常時には各社毎の受電業務を実施している。**

青森拠点(計70席)



<非常時の運用>

- ・非常時には**青森拠点のオペレーターは被災電力会社の受電応援を実施する。**
- ・応援電力会社は自社の受電を**青森拠点以外のコールセンター（他拠点）**で対応する。



～様々な媒体を活用した、お客さまへの迅速な情報提供～

■ 社外への情報発信

ホームページで公開している「停電情報」に加え、ツイッターやフェイスブックによる情報発信を開始。また、大規模停電時には、観光等で滞在する外国人の方々に向けて英語等の多言語での情報発信ができるよう定型文書を作成し、運用方法を整備しました。

ホームページでの情報発信

【節電のお願い】

9月6日未明に発生した平成30年北海道胆振東部地震により、お亡くなりになられた方々に心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

本地震により、北海道全域で停電が発生し、大変なご不便とご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

誠に申し訳ございませんが、道民の皆さまには、**無理のない範囲での節電をお願いいたします。**

- 節電へのご協力をお願い
- ご家庭向けの節電チェックシート（冬季）
- 【パンフレット】ご家庭における節電方法のご紹介 [PDF:358KB]

△ 平成30年北海道胆振東部地震に伴う停電関連のお知らせ

- 「北海道胆振東部地震対応検証委員会」の設置について（10月1日）[PDF:242KB]
- 道内全域停電に関する報道について（9月29日）[PDF:332KB]
- 苫小牧発電所4号機の復旧について（第7報）（9月25日）[PDF:333KB]
- 知内発電所2号機の復旧について（9月25日）[PDF:106KB]
- 苫小牧発電所4号機の復旧見通しについて（第6報）（9月24日）[PDF:153KB]
- 苫小牧発電所2号機の復旧時期の見直しについて（第5報）（9月23日）[PDF:191KB]

FB・TWでの情報発信

北海道電力さんが写真3件を追加しました。

9月24日 22:14

【安平町と厚真町の停電復旧の状況について】

長時間の停電でご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

安平町の停電は9月18日に全戸が復旧し、現在は厚真町の28戸となっております（25日9時現在）。... もっと見る

～停電の早期復旧に向けた取り組みを実施～

（４）事故復旧対応

■ 衛星画像やヘリコプター、ドローンを活用した被害状況の把握

大規模災害時には、宇宙航空研究開発機構（ＪＡＸＡ）からの衛星画像データやヘリコプター、ドローンを活用して迅速に被害状況を把握します。ドローンについては、全道の事業所への配備を完了し、操作者を育成のうえ運営体制を整備しました。



【人口衛星からの画像】



【ドローンからの画像】

■ 大規模災害時における移動発電機車および復旧車両等への燃料確保

防災協定先である「北海道エネルギー様」と連携し、北海道エネルギー様の非常用電源の設置状況や応急送電が必要な油槽所に関する情報を整理のうえ、非常時の給油体制支援全般に関する取扱い方法を取りまとめました。また、給油が困難な状況を想定し、仮設給油所の設置場所や設置方法に関する具体的な手順等を整備しました。

おわりに

- 当社は、北海道胆振東部地震対応において得られた様々な教訓や課題に対する具体的な対策を概ね１年間のスケジュールの中で目標を掲げ取り組んできました。
- 第5回確認委員会（2020年4月16日開催）において、2019年度計画として取り組んできた98対策のうち、95対策が完了し、残る3対策についても概ね完了の見通しがついたことから、今回の委員会をもって北海道胆振東部地震対応アクションプラン確認委員会を閉会いたします。
- なお、残るアクションプランについては、引き続き、事務局が進捗管理を行ってまいります。
- また、新たな災害等により課題や問題点が生じた場合は、必要な対策を検討のうえ実施し、今度とも関係機関と連携しながら、防災、減災に向け、PDCAサイクルを継続し、北海道の皆さまが安心、安全に電気をお使いいただけるよう、電力の安定供給に努めていきます。

「災害に強い森づくり事業」の実施状況について

令和2年12月22日
千葉県農林水産部森林課

昨年度の台風により、多数の風倒木が発生し、道路や電線等の重要インフラ施設に被害を与えたが、その未然防止に向けた取組のひとつとして、国により創設された「重要インフラ施設周辺森林整備事業」を活用した「災害に強い森づくり事業」を本年度より実施している。

【事業概要】

1 目的

国が創設した重要インフラ周辺森林整備を活用し、林所有者自らの努力だけでは適切な管理が期待できない、重要インフラ施設に近接する森林において、風倒木や土砂等流出等による施設への被害の未然防止につながる森林整備を支援する。

2 要件

市町村、森林所有者及び重要インフラ施設管理者等による協定が締結されていること。

3 補助事業者

市町村

4 事業主体

市町村、林業事業者（森林組合、森林整備法人、NPO法人、県が認めた民間事業者）

5 事業対象となる最小面積

1 施行地あたり 0.1 ha

6 施業内容

特殊地拵え※1、植栽、保育間伐、更新伐、発生材の運搬※2

7 補助率

（1）事業主体が市町村の場合

特殊地拵え、植栽、保育間伐、更新伐・・・5/10（国3/10、県2/10）

発生材の運搬・・・4/10（県4/10）

（2）事業主体が市町村以外の場合

特殊地拵え、植栽、保育間伐、更新伐・・・5/10以上（国3/10、県1/10、市町村1/10以上）

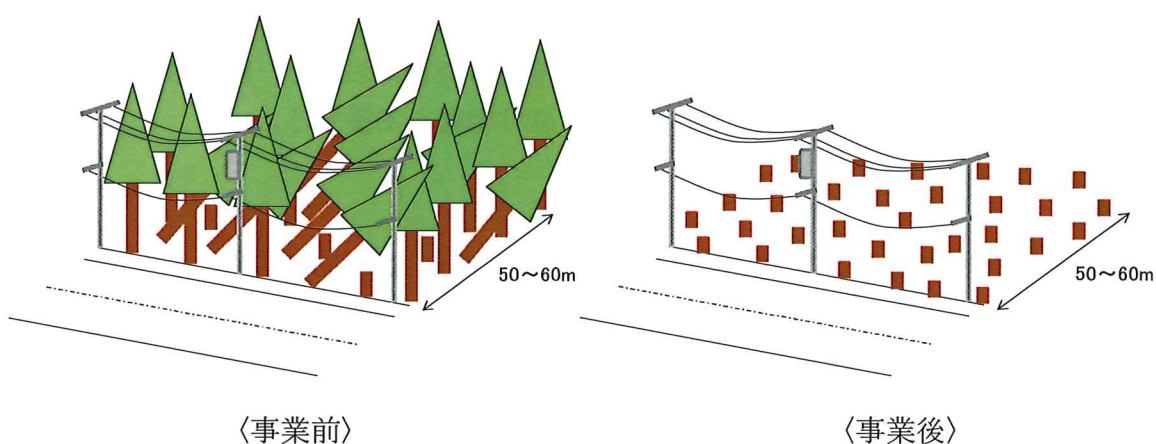
発生材の運搬・・・5/10以上（県4/10、市町村1/10以上）

8 実施状況

11月末時点で7市町11箇所の事業実施を見込んでおり、現在4市6箇所で事業が進められ、他の箇所についても12月中に事業に着手する予定である。

今後は、風倒木が多かった市町村を中心に、被害箇所における現地調査のための技術指導や、事業実施箇所の選定に係る助言を行うほか、説明会等を通じて先行自治体の事例を紹介することなどにより、更なる事業の推進に取り組む。

【事業のイメージ（例：風倒被害森林の特殊地拵え）】



【事例：八街市内】



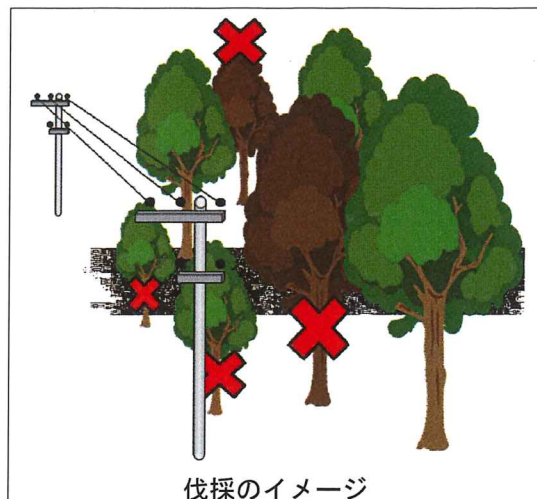


東京電力パワーグリッド株式会社熊谷支社・秩父市 「災害予防のための樹木伐採等に関する協定」締結！

【strong point/ここが言いたい！】

近年、台風や豪雨等が全国各地で毎年のように猛威を振るっています。これらの災害時には併せて倒木が発生することも多く、その結果、電線に被害を及ぼすケースも見受けられます。電線に倒木がかかると電力の復旧に多くの時間と労力がかかります。

このため、市では東京電力パワーグリッド株式会社熊谷支社と重要インフラである電力の供給を守るため、「災害予防のための樹木伐採等に関する協定」を締結することとしました。



【協定概要】

- 1 目的 秩父市内の森林等において、台風などの災害時に倒木等により電力の復旧に支障をきたす恐れのある樹木を除去するため、秩父市・東京電力パワーグリッド株式会社熊谷支社の相互の連携・協力を図ることを目的とします。

【協定締結式】

- 1 期 日 7月29日（水）午後4時開始
- 2 場 所 秩父市役所本庁舎3階 市長公室
※協定締結式をご取材される場合は、事前に下記担当までご連絡ください。

【next plan/今後の事業展開】

まず、市有林でモデル的に電線周辺の危険木の伐採を行い、その後、私有林でも電線周辺の危険木の伐採を行います。これにより、台風等の際に電線に樹木が倒れかかる危険性を減らします。

環境部部森づくり課

担当者：湯本

☎ 0494-22-2369

FAX：0494-22-2309



森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の概要

総 務 省

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設する。

◎ 森林環境税の創設〔平成 36 年度から課税〕〔平成 36 年 1 月 1 日施行〕

納税義務者等：国内に住所を有する個人に対して課する国税

税 率：1,000 円（年額）

賦課徴収：市町村（個人住民税と併せて実施）

国への払込み：都道府県を経由して税収の全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直接払込み

◎ 森林環境譲与税の創設〔平成 31 年度から譲与〕〔平成 31 年 4 月 1 日施行〕

譲与総額：森林環境税の収入額（全額）に相当する額（注 1）

譲与団体：市町村 及び 都道府県

使 途：（市町村）間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用
（都道府県）森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用

譲与基準：（市町村）総額の 9 割に相当する額を私有林人工林面積（5/10）、林業就業者数（2/10）、人口（3/10）で按分

※市町村の私有林人工林面積は、林野率により補正

（都道府県）総額の 1 割（注 2）に相当する額を市町村と同様の基準で按分

使 途 の 公 表：インターネットの利用等の方法により公表

（注 1）平成 35 年度までの間は、暫定的に交付税及び譲与税配付金特別会計における借入れにより対応。

借入金は、後年度の森林環境税の税収の一部をもって確実に償還。

（注 2）制度創設当初は、都道府県への譲与割合を 2 割とし、段階的に 1 割に移行。

森林環境譲与税の取組事例集

令和 2 年10月

注：この事例集は、令和元年度に森林環境譲与税を使った取組事例を集めたものです。

森林整備

埼玉県 秩父市（森林経営管理制度に基づく間伐等の取組）

- 秩父地域 1 市 4 町の「秩父地域森林林業活性化協議会」内に「集約化推進室」を設置、2 名の推進員が各市町と連携しながら、9 年間で意向調査や境界確認等を実施する計画
- 令和元年度は、意向調査（約 2,142ha、1,065 名）を実施し、1 市 3 町で経営管理権集積計画を公告（59 件、95ha）。令和 2 年度に再委託先を決定し、森林整備を実施する計画。全国初となった経営管理権集積計画（6 月期の 2 件）については、一部は民間事業者へ再委託（経営管理実施権の設定）するとともに、林業経営が成り立たない森林については、市自らが発注して森林整備を実施済。

事業内容

1 集約化推進室による意向調査等の実施

- ・集約化推進室を平成31年4月に設置し、森林施業プランナーを推進員として2名配置。
- ・集約化推進員と1市4町が連携して意向調査等を行う。

【事業費】8,000千円（うち譲与税8,000千円※1市4町で拠出）

【実績】1市4町で意向調査（約2,142ha、1,065名）を実施

1市3町で経営管理権集積計画を公告(59件、95ha)

2 森林経営管理制度に基づく間伐の実施

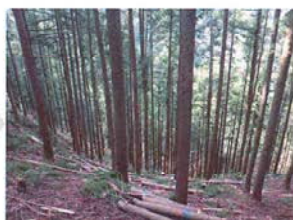
- ・令和元年6月、全国初となる経営管理権集積計画（2件、3.88ha）を公告し、秩父市が経営管理権（15年）を取得（森林所有者から市に経営管理を委託）。このうち、林業経営が成り立たない森林について、市が測量・資源調査、間伐を実施。

【事業費】2,710千円（全額譲与税）

【実 績】 間伐2.25ha



(間伐前の状況)



(間伐後の状況)

事業スキーム



□ 工夫・留意した点

- ・集約化の実務能力を有する森林施業プランナーを配置。
- ・林業専門職員のない町の実情等を踏まえた1市4町による協力体制での実施。モデル団地を設定し、秩父市が先行して経営管理集積計画の作成等に取り組むことで、後の事務手続きの効率化を図った。

◇ 基礎データ

①令和元年度譲与額	27,209千円
②私有林人工林面積（※１）	10,706ha
③林野率（※２）	86.6%
④人口（※３）	63,555人
⑤林業就業者数（※４）	132人

※1：「森林資源現況調査（林野庁、H29.3.31現在）」
 ※2：「2015農林業センサス」
 ※3、4：「H27年国勢調査」

九州電力株式会社
九州電力送配電株式会社

2018年台風7号襲来時における自衛隊との連携について

2013年に陸上自衛隊西部方面隊、2017年に海上自衛隊佐世保地方隊と災害発生時の相互連携に関する協定を締結済。2018年台風7号の襲来時には、長崎県五島列島の停電復旧作業のため、陸上自衛隊西部方面隊との協定に基づいた自衛隊による災害派遣の枠組みの中で、自衛隊ヘリ2機で新上五島町及び五島市へそれぞれ復旧応援要員や工具類を輸送。復旧応援要員を追加派遣できたことで、早期復旧が可能となった。

[Facebook 掲載（抜粋）] 2018年7月4日

この度の台風7号の影響により、7月4日（水）14時現在、九州全体で約2.5千戸のお客さまが停電し、大変ご迷惑をおかけしております。

本日朝、民間の航空機等が欠航している長崎県五島列島の停電復旧作業のため、長崎県の災害派遣要請に基づく陸上自衛隊西部方面航空隊（高遊原分屯地・熊本県益城町）の支援をいただき、復旧要員をヘリコプター2機で新上五島町と五島市へ輸送しました。

現在、長崎支社に非常災害対策本部、本店に同総本部を設置しており、早期復旧に努めています。



以 上

中国電力ネットワーク株式会社

陸上自衛隊との共同訓練について

2020 年 9 月 4 日、令和 2 年度広島市総合防災訓練において、陸上自衛隊 第 46 普通科連隊と共同で、豪雨により山中にて地滑りが発生した影響で複数箇所で電柱損壊・断線が発生し大規模停電となったとの想定のもと、復旧の支障となる倒木等除去、道路啓開、合同調整所運営等の実働訓練を実施。

【訓練の実施状況】



以上

中国電力株式会社
中国電力ネットワーク株式会社

2020年台風10号襲来時における自衛隊との連携について

2014年3月に陸上自衛隊中部方面隊、および海上自衛隊呉地方総監部、2018年8月に海上自衛隊舞鶴地方総監部と災害発生時の相互連携に関する協定を締結済。

2020年9月の台風10号の来襲時には、山口県の停電復旧作業のため、陸上自衛隊中部方面隊との協定に基づいた自衛隊による災害派遣の枠組みの中で、当社本社にて陸上自衛隊のリエゾン1名を受入れるとともに、自衛隊ヘリ1機に社員が搭乗し、山口県中西部地域の送変電設備や通信設備の巡視を実施。

自衛隊のヘリを活用できたことで、早期に各設備の状況、各設備周辺の土砂崩れや樹木接触の有無等を確認することができ、停電の早期復旧に寄与した。

陸上自衛隊中部方面隊との「災害時の相互協力に向けた協定」に基づき、自衛隊ヘリによる山口県中西部地域の送変電設備や通信設備の巡視を実施

【9月8日（火）当社社員が搭乗して巡視を実施】

＜自衛隊ヘリ＞



＜当社社員搭乗＞



＜自衛隊ヘリによる巡視風景＞



＜自衛隊ヘリからの撮影＞



② 設備被害状況把握

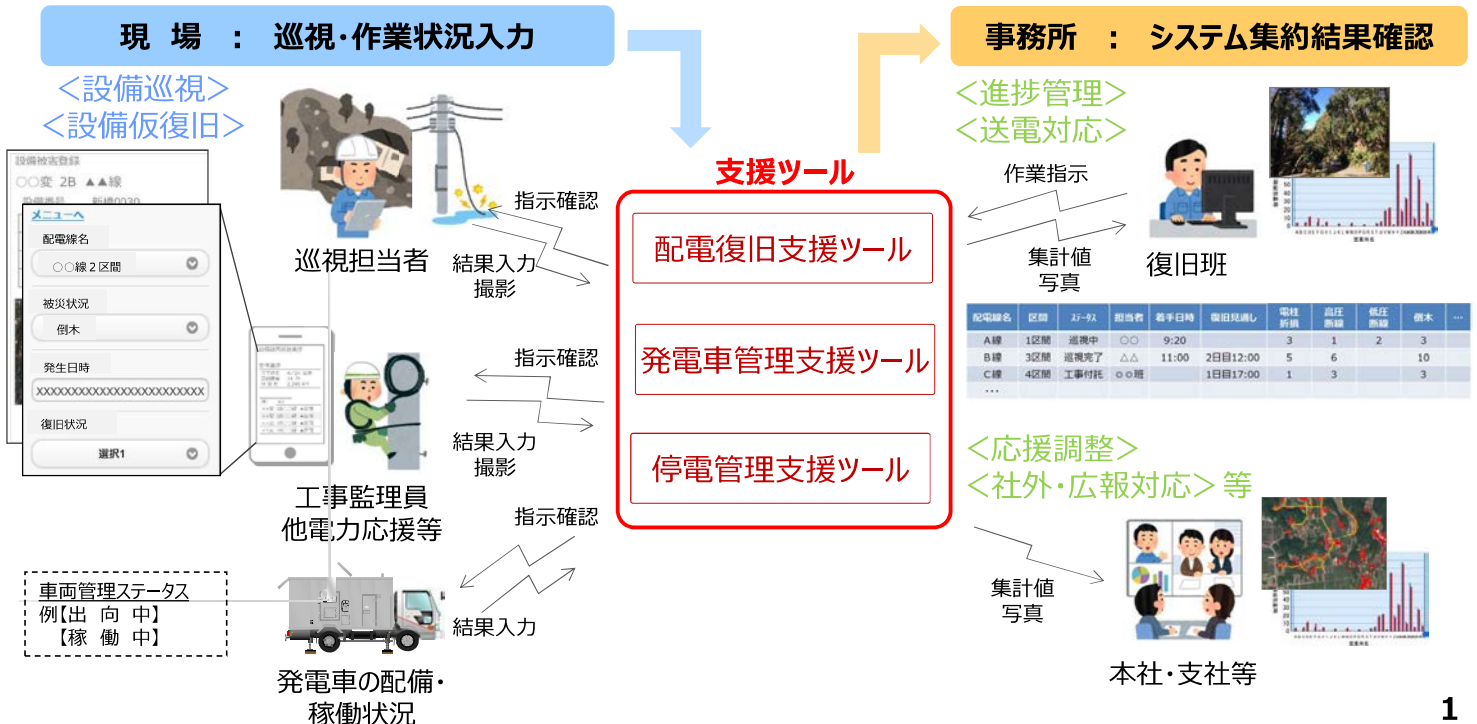
別添 6 別紙 9

4-1. リアルタイムでの被害・復旧状況把握・工程管理

発災後48時間以内に被害状況を把握し、復旧見通しを確定※するための仕組みを前倒しで構築

- 現場作業員が状況をリアルタイムにデータ化し、本社・支社で情報共有できる環境を整備
 - 設備被害数を現場で登録，リアルタイム集計
 - 設備仮復旧の進捗を把握し，送電見通しを判断
- ※被害状況の把握が困難で復旧見通しが確定できない場合は、送電見通しを再見直しし、復旧見通しを再発表する

※被害状況の把握が困難で復旧見通しが確定できない状況含む



1

② 設備被害状況把握

4-1. リアルタイムでの被害・復旧状況把握・工程管理（見える化）

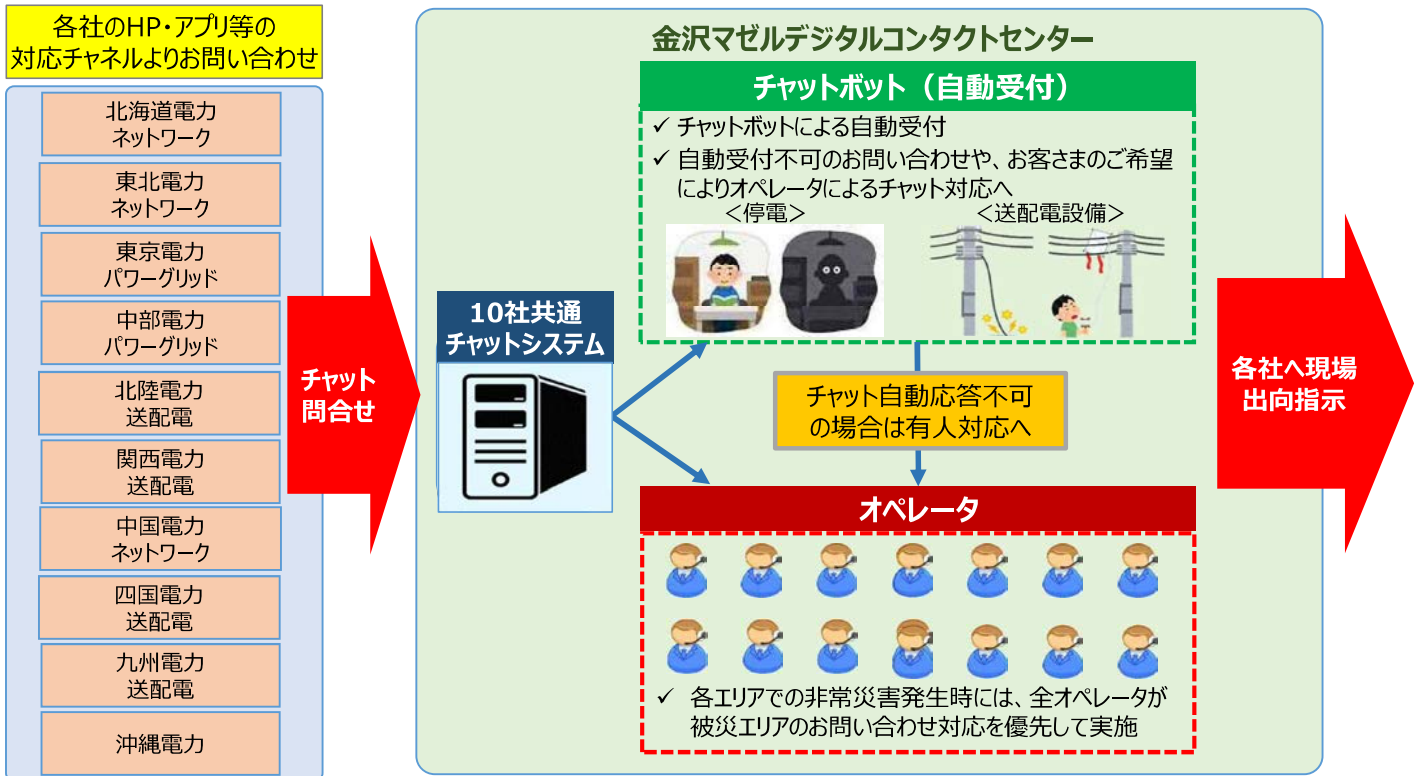
- **情報共有基盤を構築し、様々な社内情報を一元的に見える化**
- **被害状況や復旧の進捗を視覚的に確認することで迅速な意思決定・対応に寄与**



2

「金沢マゼルデジタルコンタクトセンター」の概要

- ◆ 10社共通のチャットシステムにより、チャットボットで自動受付
- ◆ チャットボットで受付ができないお問い合わせや、お客さまのご希望があれば、オペレータによるチャット対応を実施
- ◆ 各社サービスエリアでの広域停電発生時には、全オペレータにてそのエリアのお問い合わせ対応を実施



北陸のラジオ局(AM・FM全6局)と、災害時の情報発信に関する確認書を取り交わし、当社からの連絡で注意喚起CMへの差し替えを実施

<連携ラジオ局>

富山県	石川県	福井県
北日本放送 (2019年6月)	北陸放送 (2019年6月)	福井放送 (2019年6月)
富山エフエム放送 (2019年6月)	エフエム石川 (2008年3月)	福井エフエム (2019年6月)

※ 局名下段()は、確認書締結時期

CM差し替え事例

- ・台風10号:2019年 8月15-16日 ⇒ 6本
- ・台風15号:2019年 9月23日 ⇒ 7本
- ・台風17号:2019年10月3-4日 ⇒ 15本
- ・台風19号:2019年10月12日 ⇒ 4本

※上記期間のラジオCMを「台風防災案内篇」に差し替えし、注意喚起を実施

- ・上記に加え、災害により被害を受けたエリアのコミュニティラジオ局と連携し、停電被害状況等の発信を依頼

<注意喚起CMの事例>

台風防災案内篇

北陸電力(送配電)からのお知らせです。台風の影響で風が強くなることが予想されます。突然の停電に備え、懐中電灯などの防災用品をご準備ください。また、切れた電線は感電する危険がありますので、絶対に必要触らないようお願いいたします。

台風防災案内篇<改訂>

北陸電力(送配電)からのお知らせです。台風の影響で風が強くなることが予想されます。ビニールシートなどが飛ばされると停電の恐れがありますので、しっかりと固定するなど対策をお願いいたします。また、切れた電線は感電する危険がありますので、絶対に触らないようお願いいたします。

停電発生避難指示等発令篇

北陸電力(送配電)からのお知らせです。現在、停電が発生しています。屋外に避難される場合は、できる限りブレーカーを切ってください。切れた電線には絶対に触らないでください。停電情報は北陸電力送配電のホームページ、ツイッターでご案内しています。

※ 台風や地震等災害の状況にあわせ、上記に加え「台風停電発生篇」「地震停電発生篇」「強風停電発生篇」「地震避難指示発令篇」等のCMを準備

※ 2020年4月からは、北陸電力送配電からのお知らせとなる

九州電力株式会社
九州電力送配電株式会社

台風 10 号に伴う停電復旧の振り返り
(2020 年 12 月 24 日 第 12 回電力レジリエンスWG 資料抜粋)

(3 事前準備対応)

6

(3) 他社受入れ拠点の設置

- イオン(株)さまとの災害時の連携協定に基づき、イオン（佐賀大和・鹿児島）、イオンモール熊本の駐車場を他社受入れ拠点として台風襲来前に設置

社員研修所（福岡市）
※通常、受入れ拠点として使用
（今回使用なし）

イオン佐賀大和さま



イオンモール熊本さま



イオン鹿児島さま



以 上

2021年6月30日
電力広域的運営推進機関

災害時連携計画の変更に関する経済産業大臣への意見について

災害時連携計画の変更届出にあたって、電気事業法第33条の2第3項の規定に基づき、以下のとおり意見致します。

1. 確認結果

本機関では、本機関が定めた考慮事項に基づき災害時連携計画の変更内容の確認を行ったため、その結果を以下のとおり示す。

(1) 発災前の応動主体、応動基準について

発災前の応動について、被災事業者が主体となって現時点で予測可能な台風や大雨、暴風等の災害を対象に応援を要請することができる等、応動主体や応動基準（災害の規模、応援要請タイミング含む）が反映されていることを確認した。

(2) 連絡体制、応動フローについて

発災前から発災後（復旧対応）までの基本的な応動フローや発災後の被害状況に応じた応援の追加要請等、発災後の体制移行も含めた連絡体制や応動フローが反映されていることを確認した。

2. 確認結果を踏まえた意見

今回の災害時連携計画の変更について、現時点で反映しうる内容については適切に変更されていることを確認した。

一方で、現時点では災害時連携計画に反映できないが、将来的に具体化できうる事項として、南海トラフ地震については、発生の可能性が高まっている等の事前情報が発せられること、また、その他の災害についても災害規模の想定や発生の予見性等に関する将来的な状況変化があり得ることから、社会全体の対応の在り方に係る議論を踏まえ、応動基準等の検討を進めていくとともに、必要により連携計画に反映することが適当と考える。

災害時の備えについては、常に不断の見直しを行う必要があることから、本機関では一般送配電事業者と協力して、災害時連携計画をさらに深化されるべく取り組んでまいる。大規模な災害においては電力だけではなく社会全体として支えていく仕組みを検討していく必要があり、国においても自治体など多岐に亘る関係者が有機的に連携するために、イニシアチブを発揮いただきたい。

以上

災害時連携計画(変更)の経済産業大臣への送付について

電気事業法第 33 条の 2 第 3 項の規定に基づき、一般送配電事業者より提出を受けた災害時連携計画について、その内容を確認し経済産業大臣に送付しましたので、お知らせいたします。

- [災害時連携計画送付書](#)  (45KB)
- [災害時連携計画届出書](#)  (3499KB)
- [災害時連携計画](#)  (165KB) (2021 年 6 月 30 日更新)
 - [【別添 1】 応援実施要領](#)  (133KB) (2021 年 6 月 30 日更新)
 - [【別添 2】 連絡体制および連絡フロー](#) (101KB)
 - [【別添 3】 電源車等の資機材保有状況](#)  (63KB)
 - (別紙) 電源車等の資機材保有状況  (113KB) (2021 年 6 月 30 日更新)
 - [【別添 4】 燃料調達方針](#)  (99KB)
 - (別紙) 電源車燃料等の平時契約先・非常災害時協定締結状況  (53KB) (2021 年 6 月 30 日更新)
 - [【別添 5】 配電設備復旧相互応援マニュアル](#)  (199KB) (2021 年 6 月 30 日更新)
 - (別紙 1) 復旧作業迅速化に向けた復旧方法、設備仕様等の統一化への取組み  (497KB)
 - (別紙 2) 仮復旧手順  (1151KB)
 - (別紙 3) 電源車操作マニュアル  (1348KB)
 - [【別添 6】 関係機関との連携にあたっての留意事項および連携事例集](#)  (100KB)
 - (別紙) 連携事例集  (2162KB) (2021 年 6 月 30 日更新)
 - [【別添 7】 共同訓練実施要領](#)  (106KB)
 - [【別添 8】 需給状況改善・系統復旧方針](#)  (191KB)
- [災害時連携計画に関する経済産業大臣への意見](#)  (120KB) (2021 年 6 月 30 日更新)